

新小牧市立図書館建設基本計画書

～新小牧市立図書館建設審議会 検討版～

平成29年2月

新小牧市立図書館建設審議会

目次

第1章 新図書館整備の趣旨と背景	1
第1節 新図書館整備の趣旨と背景	1
第2節 本計画の位置づけ	1
第2章 小牧市のすがた	2
第1節 小牧市のなりたち	2
1 小牧市の地理的状況	2
2 小牧市の歴史・沿革	2
第2節 交通網、公共公益施設の状況	2
1 交通網のあらまし	2
2 公共公益施設の概況	3
3 障がい者(児)福祉の状況	3
4 高齢者福祉の状況	3
5 文化・芸術の状況	3
6 多文化共生社会の状況	3
7 小牧市の産業	4
8 小牧市の人口	5
第3章 小牧図書館の現状と課題	7
第1節 小牧市の現状	7
1 図書館の建物の状況	7
2 図書館の人員配置の状況	7
3 図書館の管理運営の状況	7
4 図書館利用の状況	8
第2節 新図書館建設に関する市民意識の現状	8
第3節 小牧市図書館の課題	9
1 資料の充実の必要性	9
2 課題解決のための情報拠点の必要性	9
3 利用しやすい施設整備の必要性	9
4 時代の要請に対応した機能充実の必要性	10
第4章 新図書館建設の基本方針について	11
第5章 新図書館に必要な機能とサービス	14
第1節 基本的な考え方	14
第2節 地域館としての機能	16
1 資料・情報の収集・提供機能	16

2 サービス	16
第3節 中央館としての機能	17
1 資料・情報の収集・提供・保存機能	17
2 サービス	19
第4節 共通サービス	20
1 総合的な情報入手支援、課題解決の支援	20
2 障がいのある市民、高齢者へのサービスの充実	20
3 ボランティア活動への支援と協働の推進	21
4 図書館からの情報発信	21
5 <u>時代の変化に対応するサービス</u>	21
第5節 図書館ネットワーク中枢機能	21
1 小牧市図書館ネットワークの中枢機能の充実	21
2 学校、大学図書館とのネットワークの充実	21
3 近隣市町の図書館、愛知県図書館、国立国会図書館等とのネットワークの充実	21
4 地域関係機関・団体との連携	22
5 生涯学習・青少年育成・子育て支援・各施設との連携	22
6 地元産業界とのセミナー等による連携	22
7 図書館ホームページの充実	22
8 施設配本の充実	22
第6章 新図書館に必要な機能とサービス	23
第1節 サービス目標基準値	23
1 蔵書計画	23
2 資料保存計画(サイクル)	24
3 年間貸出冊数基準値	24
4 <u>図書の購入</u>	24
5 <u>選書・除籍</u>	24
第7章 新図書館の建設計画)	25
第1節 建築計画の方針	25
1 ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化	25
2 耐震性の確保と災害時の対応	25
3 環境への配慮、省資源・省エネルギー対応	25
4 ICT (Information and Communication Technology) 化への対応	25
5 まちの景観に調和したデザインの採用	26
6 市民、利用者の活動が見えやすい計画	26
7 <u>施設の多様性・可変性への配慮</u>	26
第2節 機能の配置計画に関する考え方	27

1	基本方針と新図書館に求められる事項	27
2	地域館機能と中央館機能の <u>配置</u>	28
3	各機能の面積と配置計画	28
第3節	新図書館の位置と規模	33
1	建設 <u>位置</u>	33
2	<u>図書館周辺施設</u>	33
3	<u>規模</u>	33
第4節	駐車場及び駐輪場整備に関する考え方	33
1	基本方針	33
2	所要スペース・台数	34
第5節	図書館家具・サインに関する考え方	35
1	書架	35
2	<u>家具</u>	36
3	<u>サイン</u>	36
第6節	新図書館の設備に関する考え方	36
1	集密移動棚	36
2	ICT 対応	36
3	図書自動貸出返却機器や無断持ち出し防止機器の設置及び RFID タグ (IC チップ) について	36
4	障がい者に対する設備	37
5	空調、冷暖房設備	37
6	照明と採光	37
7	防災設備	37
8	防音設備等の音環境	37
第8章	図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成	38
第1節	図書館システムの構築方針	38
1	<u>Wi-Fi 環境の整備</u> によるサービスの向上	38
2	<u>多言語検索手段の提供</u>	38
3	<u>多様なデジタル資料の充実及び提供</u>	38
4	<u>自動貸出返却機の導入</u>	38
5	<u>レファレンス業務の充実</u>	38
6	<u>ホームページの充実</u>	39
7	<u>セキュリティの向上</u>	39
8	<u>システムを活用した選書及び除籍</u>	39
第9章	管理・運営	40
第1節	<u>管理運営形態</u>	40

第2節 専門職員の育成	40
第3節 市民との協働	40
第4節 計画的な運営・管理	40
1 <u>基本的な方針及び事業計画の策定</u>	40
2 <u>図書館の運営に関する指標</u>	41
第10章 開館までの準備	42

第1章 新図書館整備の趣旨と背景

第1節 新図書館整備の趣旨と背景

情報化や国際化、人口の少子高齢化等、私たちを取巻く社会の状況は大きく変化しています。このような社会環境の変化や技術革新に対応していくために、新しい知識や技術の学習が必要になっています。

これらの状況に対応するために、図書館は資料を収集し、提供するだけでなく、地域と連携し各種支援サービスを提供する等、様々な役割が期待されています。

小牧市（以下「本市」という。）の図書館は、市民の資料や情報に対する求めに応じ、多種多様な資料の収集と市民への情報提供サービスを行い、市民の文化、教養、実用、調査研究等、生涯にわたる学習活動を積極的に支援し、市民の心豊かな生活と交流の実現を図ってきました。

現在の小牧市立図書館（以下、「本館」という。）は昭和53年1月に開館しました。その後、平成元年に東部市民センター図書室、平成4年に北里市民センター図書室、平成8年に味岡市民センター図書室を開設し、本館を中心に身近な地域で図書館を利用できる環境を整備してきました。この整備方法は、周辺市町をはじめ、当時の図書館建設、運営に良い影響を与えてきました。

しかし、現在の本館は建設から38年が経過し、収蔵スペースの限界、時代に対応した情報機器を利用するスペースが無い、閲覧席数や市民活動（ボランティア活動等）の場が少ない等、スペースの問題や施設の老朽化による安全性の問題、階段や段差が多くある等、利用者にとっては使いにくい構造上の問題等があります。

また、おもに小牧地区の地域館として機能している面が強い本館は、レファレンスやビジネス支援等のサービスを提供することが難しい等、「中央館」としての役割を担う図書館とはいえない状況にあります。

新小牧市立図書館（以下「新図書館」という。）は、小牧地区の地域的機能と、市域全体の情報要求に対応できる中央館としての機能を併せ持つ図書館とし、今日、市民が求めている生活支援、ビジネス支援等のレファレンスサービスをはじめとした、各種サービスを展開でき、より多くの市民が利用し、「みんなの情報と交流のひろば」として、*また、建設予定地周辺の賑わいの中心施設となるべく、建設する必要があります。*

第2節 本計画の位置づけ

新小牧市立図書館建設基本計画書（以下「本計画」という。）は、平成19年度に策定した「新小牧市立図書館建設基本構想（以下「基本構想」という。）」の内容をより具体的な形で検討するものです。新しい図書館のあるべき姿、役割、機能、サービス、規模、立地に関し、具体的な数字や指針をあげながら、策定後の基本設計、実施設計に反映させるための基礎資料として位置づけます。

今回の図書館づくりを通じて、市民ひとりひとりが、それぞれの立場で相互に理解・連携し、絶えず支え合うことを考え、行政全体やそれぞれの地域で、継続的な意識喚起を行い、実現していくことが不可欠です。

第2章 小牧市のすがた

第1節 小牧市のなりたち

1 小牧市の地理的状況

本市は、尾張丘陵を背に南西に広がる濃尾平野北東部の一角を占めています。名古屋市の北方約15km圏内にあり、北は犬山市と丹羽郡大口町に、西は江南市と岩倉市に、東は春日井市に、南は西春日井郡豊山町と北名古屋市に接しており、市域面積は62.81km²となっています。

自然・地形環境は、北東部の山地丘陵、東部の低い丘陵、西南部に向けて広がる段丘と平坦地に大別されます。特に北東部の山地や東部の丘陵地帯にはため池や湿地の他清流もあり、一部には自然林に近い環境が保たれており、三水系に分かれた河川も市内に流れ込んでいます。

2 小牧市の歴史・沿革

本市の歴史を特徴づける小牧山は、西部に位置し市民の安らぎの場として利用されています。

小牧山が歴史の表舞台に登場したのは、織田信長が美濃攻略の拠点として築城したときであり、信長によって建設された城下町の地割は、その後、信長が領地を拡大していくなかで全国各地へ広めていった“まちづくり”の手法であり、江戸時代の城下町で完成される“まちづくり”が最初に実現した城下町であったといわれています。

小牧山は、その後も陣城として、羽柴秀吉と徳川家康が干戈（かんか）を交えた天正年間の小牧・長久手の戦いの舞台になりました。

その後、明治22年10月、県下一斉に市町村制が施行され、本市区域内にあった37の村は14の町村になり、その後、幾度かの変遷を経て、明治39年に外山村、真々村、和多里村、境村が小牧町に合併、昭和30年には小牧町、味岡村、篠岡村が合併して市制を施行し、昭和38年には北里村の一部を合併して、現在の市域になりました。

第2節 交通網、公共公益施設の状況

1 交通網のあらまし

本市では、昭和40年代に、市内を通る名神・東名高速道路及び中央自動車道が相次いで完成しました。以後、本市は、今日に至るまで、交通の要衝として重要な地位を占めてきました。それにともない、企業誘致や愛知県のトラックターミナル造成政策が進められたことにより、本市は、田園の広がる農村から一変して内陸工業都市へと変貌し、平成10年に東海北陸自動車道と名神高速道路が一宮ジャンクションで、平成13年には名古屋高速11号小牧線が小牧インターチェンジでそれぞれ接続したことで、北陸方面や名古屋方面との連絡がますます便利になりました。

一方で、平成3年に開通した新交通システム桃花台線（ピーチライナー）は、名鉄小牧駅と桃花台ニュータウンとを結んでいましたが、当初の計画通りに進まなかったため、利用者数も伸び悩み、開業16年目（平成18年）に廃止されました。

市城南端に位置する県営名古屋空港は、永らく中部地方の空の玄関として旅客の輸送とともに物流の一端を担ってきましたが、平成17年2月に中部国際空港（セントレア）が開港したこと

により、国内の各都市を結ぶコミュータ航空やビジネス機の拠点となる小型機中心の県営名古屋空港として新たな役割を受け持つことになりました。

市内中央部を走る名鉄小牧線は、平成 15 年に上飯田連絡線が開通したことによって、平安通で名古屋市営地下鉄名城線とつながり、名古屋都心部へのアクセスが格段に向上しました。

2 公共公益施設の概況

本市には、小学校 16 校、中学校 9 校、高等学校 4 校、大学 2 校、特別支援学校 1 校があります。また、小牧山と名鉄小牧駅とを結ぶ線上には、市民生活を直接支える施設や文化・福祉の施設が集中しており、地域・地区に密着し地域住民サービスを提供する各種公共公益施設等は、市内各所に配置されています。なお、これらの施設は、利用者の利便性を考慮したバス交通網によって結ばれています。

3 障がい者(児)福祉の状況

本市は平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、障がいのある市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、自立した日常生活または社会生活を営み、安心して暮らすことができる環境づくりを目標に、障がい福祉サービスの充実、就労や社会参加の支援等の施策を進めています。

4 高齢者福祉の状況

本市では、高齢になっても、心身の健康を維持し、生きがいを持てるようにするとともに、介護や支援が必要となっても、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることができる環境や仕組みを整えることを目標に、高齢者の社会参加、生きがいづくり、在宅生活の支援等の施策を進めています。

5 文化・芸術の状況

本市では、平成 23 年に「第 2 次小牧市文化振興ビジョン」(以下「文化振興ビジョン」という。)を策定し、「市民とともにつくる文化のまち 小牧」を基本目標に掲げ、本市の文化振興の推進に取り組んできました。また、文化振興ビジョンは、平成 28 年 3 月に中間見直しを行っています。

文化振興ビジョンでは、文化振興の目標や方針、基本的な施策を体系的に整理するとともに、小牧の文化をけん引する重点施策を定め、本紙の文化の担い手である、市民や芸術家の活動及び文化的な生活を支える環境整備の方向性を示しています。(「第 2 次小牧市文化振興ビジョン(中間見直し)」より)

6 多文化共生社会の状況

本市では、外国人市民の増加に伴い、平成 23 年に「小牧市多文化共生推進プラン」を策定し、国籍の異なる市民同士が地域社会の一員として支え合う「多文化共生社会の形成」を目指

しています。外国人市民と共生できる環境の整備を行うための情報収集とニーズの把握、窓口業務の充実等を進めています。

小牧市国際交流協会でも各国料理教室や国際理解講座など、相互に理解を深め交流を図るための活動が行われており、多文化共生社会の推進に向けて活動しています。

7 小牧市の産業

(1) 産業構造

本市では、産業の振興とともに強固な財政基盤の確立を目指し、農業に依存する産業構造から第二次産業・第三次産業を中心とする産業構造への転換を図るため、積極的な工場誘致政策が押し進められました。

おりしも昭和 34 年の伊勢湾台風によって未曾有の被害を受けた企業には、復興を目指すための新天地として当施策が受け入れられました。

加えて、名神・東名両高速道路が開通した地の利と、政府による高度経済成長政策の相乗効果によって、本市への企業進出は急増し、産業構造は大きく変化していきました。

工業部門の製造品出荷額等において、昭和 35 年は 20 億円だったものが、昭和 50 年には 2,310 億円へ大きく伸び、平成 2 年には 1 兆円を超え、平成 26 年には 1 兆 3,661 億円（県下 9 位）を出荷するまでに至っています。

製造品の内訳をみると、主なものは電気機械（製造品出荷額等 27.3%。以下同様）、業務用機械（22.7%）、ゴム製品（8.3%）、食料品（6.0%）、生産用機械（5.5%）、輸送用機械（5.0%）、金属製品（5.0%）、プラスチック製品（4.9%）、となっており、バランスのとれた工場誘致に成功したことがわかります。（「小牧市の工業」平成 26 年工業統計調査より）

同時に、関東・関西・中部の各経済圏を繋ぐ地点に位置した本市には、小牧トラックターミナルや倉庫群に代表される物流施設の集積も進み、各種製造品は高速道路を利用したトラック輸送等により全国へ出荷されています。

商業部門での商品販売額は、昭和 51 年に 1,108 億円、平成 3 年には 6,486 億円と伸びていましたが、平成 26 年は 6,300 億円（県下 7 位）と微減となっています。

(2) 小牧市の産業の課題

工業においては、広域交通条件に恵まれた地理的な要因や積極的な企業誘致施策により、県下有数の産業都市として順調に発展を続けていますが、今後も引き続き産業基盤の整備を行い、既存産業の近代化・高度化とともに、新産業の育成を図っていきます。

商業では、年間商品販売額は県内でも上位に位置していますが、他の多くの地方都市と同じく既存商店街の衰退がみられます。一方、小売業において大型店の出店拡大とコンビニエンスストア等の増加がめざましく、今後は、市民と商店街、関係団体との協働でまちの活性化を図り、既存商店街の再生に取り組むとともに、大型店舗との共存共栄が課題となっています。

中心市街地は、商業、業務、住居等の高度利用が図られておらず、また、住宅や店舗等の木造建築物の老朽化も目立ちます。そのため、建築物の安全性の向上を図り、良好な都市空間を再生することが必要となっています。その活性化がまちづくりにとって重要な課題となっ

ます。

また、小牧駅前駅西広場と再開発ビル「ラピオ」(以下「ラピオ」という。)の間に位置する開発事業予定区域であるA街区は、北側にマンションやオフィスビルが立地し、開発が必要な低未利用地は、南側の駐車場（市営小牧駅西駐車場）とにぎわい広場となっています。

「ラピオ」では、商業施設のリニューアルオープンに続き、平成20年7月に「えほん図書館」等が4階にオープンしました。この施設機能と連携を図り、基本構想で掲げられた基本理念である「みんなの情報と交流のひろば」として幅広く市民の日常生活、文化の創造活動、経済産業活動、地域活動等につながる施設である新たな図書館として整備されることが期待されています。

8 小牧市の人口

(1) 本市の人口について

本市の総人口は、平成16年には15万人を超え、平成27年には153,728人となっています。また、世帯数については、一貫して増加傾向となっています。(資料編 別添資料①)

地区別の人口をみると、中心部の小牧地区が最も多く、味岡地区、桃花台ニュータウンのある篠岡地区、北里地区の順となっています。(資料編 別添資料②)

人口構成の推移を見ると、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。(資料編 別添資料③) なお、人口構成を全国・愛知県と比較すると、年少人口（0～14歳）の比率は、全国・愛知県平均を上回っており、高齢者人口（65歳以上）は下回っています。(資料編 別添資料⑥)

身体障がい者数については、平成16年以降増加傾向にあります。(資料編 別添資料④)

外国人居住者数については、平成20年以降減少傾向にありましたが、平成27年に歯止めがかかっています。(資料編 別添資料⑤) また、国別にみると、ブラジルが最も多くなっています。

なお、平成28年策定の小牧市人口ビジョンにおける推計結果によると、本市では、多くの地方都市と同様に、今後は人口減少とさらなる少子高齢化の進行が見込まれており、約20年後の総人口は約14万人まで減少すると見込まれています。

(2) 市民の移動手段と形態

小牧市民の主な移動手段は、自動車となっています。特に、平成19年6月の「小牧駅周辺整備に関する市民アンケート調査結果」及び平成27年8月の「小牧駅東駅前広場等の整備に関する市民アンケート調査」によると、小牧駅周辺諸施設への市民のアクセスはその大多数が自動車となっています。市民の自動車保有台数は79,670台（平成27年3月）と県下第10位となっており、一世帯当たりの保有台数も1.2台に上ります。(全国平均は1.069台 平成27年3月)

バスについては、民間事業者による路線バスと近距離高速バスが運行されている他、平成10年から市による「こまき巡回バス」の運行が開始され、市内各所にある公共施設への足として、市民に利用されています。

鉄道については、名古屋市営地下鉄上飯田線と名鉄小牧線の乗り入れにより名古屋市内へのアクセスが向上しました。

第3章 小牧図書館の現状と課題

第1節 小牧市の現状

1 図書館の建物の状況

本館は、敷地面積は 4,923 m²で、鉄筋コンクリート造 (RC 造) の地上3階建て、延床面積 2,234 m²です。建物は、昭和56年の建築基準法改正前に建てられた鉄筋コンクリート造 (RC 造) のため、平成20年度に耐震診断を行った結果、早急な耐震補強の必要がないことは確認できましたが、現図書館に手を加えることとなった場合は、現在の耐震基準に適合させる必要が生じる可能性があります。

アクセスは、市の中心部にある名鉄小牧駅から約 1 km 離れ、徒歩で 15 分程度の場所に位置しています。公共交通機関による利用のしにくい場所に立地しています。なお、駐車場については平成26年度末に拡張を行い、平成27年度から81台となっており、現時点では駐車場台数の不足は発生していません。

2 図書館の人員配置の状況

本館の職員体制は、平成 28 年 12 月時点において、正規職員7人、嘱託・臨時職員14人 (えほん図書館及び市内小・中学校の学校図書館派遣を含む。) となっており、平成18年度より、窓口業務等を民間事業者に委託して 管理・運営にあたっています。また、東部市民センター図書室、北里市民センター図書室、味岡市民センター図書室は、民間事業者による管理・運営を行っています。

なお、職員全体のうち、図書館司書、司書補及び司書教諭の有資格者は13人です。

3 図書館の管理運営の状況

(1) 開館時間は、平成18年度から本館が9時30分から20時30分まで、えほん図書館及び各市民センター図書室は9時30分から20時までです。

休館日は、本館及び各市民センター図書室は 毎月最終月曜日 (祝日の場合は直前の月曜日)、年末年始 (12月31日から1月3日まで)、特別整理期間 (9月21日から9月30日まで) であり、平成 27 年度の開館日実績は 341 日です。また、えほん図書館は、毎月第3火曜日 (11月のみ第3火曜日とその前日の月曜日)、年末年始 (12月29日から1月3日まで) であり、平成27年度の開館日実績は347日です。

(2) 各市民センター図書室及びえほん図書館と本館との相互利用は、貸出や返却、予約の受け取り先等どこでも可能です。

(3) 近隣市町 (春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町) の図書館とは相互利用ができます。また、国立国会図書館、愛知県図書館とのネットワークを結んでおり、県下公共図書館を一括した横断検索ができます。なお、全国の各公共図書館との相互貸借も行っています。

(4) 市内の 名古屋造形大学図書館や愛知文教大学附属図書館との相互利用をはじめ、各地の大学図書館との相互貸借も利用者の求めに応じて積極的に行っています。

- (5) 図書館の運営にあたっては、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者等で構成する小牧市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を設置し、運営やサービスの在り方について協議しています。また、必要に応じて図書館長の諮問を受け、専門的な助言を行っています。

4 図書館利用の状況

- (1) 登録者数は、子どもは小学校、中学校、高校と年齢が上がるにつれて、比率が少なくなっています。（資料編 別添資料⑦）登録者の属性別の推移は、平成 20 年度にえほん図書館が開館し、幼児の登録が増加しました。（資料編 別添資料⑧）
なお、地区別の登録率は、小牧地区で登録率 13.3%、篠岡地区で 13.4%、北里地区で 5.5%、味岡地区で 11.1%となっています。（資料編 別添資料⑨ ※えほん図書館は地区別から除き集計）
- (2) 貸出冊数を利用者層で見ると、一般が 81.6%と最も多く、次いで小学生が 7.6%となっています。（資料編 別添資料⑩）平成 16 年度から 10 年間の貸出冊数の推移は、平成 21 年度をピークに減少傾向にありましたが、平成 27 年度には歯止めがかかりました。（資料編 別添資料⑪）
- (3) 図書館の蔵書数は、平成 20 年度にえほん図書館の開館があり、平成 16 年度から約 15 万冊増加しています。（資料編 別添資料⑫）外国語図書は、英語が 73.8%を占め、最も多くなっています。外国人居住者で最も多いブラジル人の母語であるポルトガル語の図書は、9.9%（1,030 冊）となっています。（資料編 別添資料⑬）

第 2 節 新図書館建設に関する市民意識の現状

- 1 平成 18 年度に、図書館利用に関する市民意識についてのアンケートを実施しました。平成 20 年度には図書館の利用実態や新図書館建設に関する意識についてアンケート調査を実施しました。（詳細は資料編を参照）
- 2 これらの調査は中学生以上を対象としました。一般利用者の内訳属性は本市のどの図書館施設でもほぼ主婦が 3 割、有職男性が 2 割弱、次いで高齢者 1 割弱、学生 1 割となっています。
- 3 本館や各市民センター図書室に近い学区からの利用が多くなっており、休日の遠方からの利用は少ないという結果が出ています。また、交通手段は車が約 55%、自転車約 30%、徒歩約 10%と車利用の割合が他市より少なく、自転車・徒歩が多くなっています。
- 4 本館・各市民センター図書室ともに 1 人で来館する方が多く、土日には家族での利用が平日に比べて 10～15%程度多くなっています。利用頻度は、図書の貸出期間である「2 週間に 1 回」が 35%と高く、次いで「1 週間に 1 回」が 20%となっています。
- 5 普段よく使う本館・各市民センター図書室以外にも約 4 割の方が、他の図書館施設を利用しています。この理由としては「近さ」や「図書の充実」が多く、「館内の雰囲気がいよい」ことも理由に挙がっており、目的に応じて複数の図書館（室）を使い分けしていると考えられます。
- 6 設備については、閲覧座席の拡充を求める方が多く、蔵書については、一般書や児童書の充実を求めている方が多くなっています。

7 立地については、全体では「交通の便のよい駅前周辺」を選んだ方が37%に上り、次いで「現在の図書館(本館)の場所」と回答した方が31%となっています。ただし、この31%の中の内訳については、現在の本館の利用圏内に近い学区ほどこの回答を選ぶ傾向が高くなっています。属性別に見ると、学生、有職男性、高齢者は「交通の便のよい駅前周辺」と回答した割合が高く、有職女性、主婦は「現在の図書館(本館)の場所」と回答している割合が高くなっています。他の調査を見ても、女性の利用者は、男性に比べると「近さ」や「慣れ」からくると思われる、行きやすさを重視する傾向があり、図書館の立地について男女で意見に差が生じたのではないかと考えられます。

第3節 小牧市図書館の課題

1 資料の充実の必要性

小牧市立図書館では、市民の文化、教養、実用、調査研究等の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するために、図書や雑誌、新聞等やCD、DVDといったデジタル資料等の多種多様な資料の収集をし、閲覧や貸出によって提供を行っています。

しかしながら、本館の蔵書冊数は平成27年度に30万冊を超え、収蔵能力の限界を大幅に超え、計画的な資料の除籍を行わないと新たな図書の受け入れが困難になっています。

本館の開館当時の出版点数は年間約2万7千点でしたが、平成27年度には8万点余に増加しています。それに対して、本館の購入冊数はこの間年間1万冊前後で、出版点数との差が拡大しており、図書をはじめとした各種資料数がニーズを満たしていない状況であるといえます。

また、視覚障がい者のための録音資料が充分でないことや、外国人市民向けの図書がもっと必要だという要望もあり、今後それらを充足させる必要があります。

2 課題解決のための情報拠点の必要性

市民は日常生活をおくる上で、課題解決のために医療・健康、福祉、子育て、法律、ビジネス等様々なテーマに関する資料や情報提供の支援を求めています。

しかしながら、市民だけでなく行政も、「図書館は、資料の貸し借りの場所」という認識が多く、図書館の情報の提供や課題解決のための資料提供といったサービス、機能について十分理解されていない面があります。

図書館は図書や雑誌記事、新聞記事をはじめとする様々な資料、インターネット上の多様な情報源等、あらゆる資料や情報を分類、整理、保管し、案内、提供することができる施設です。

新図書館は、図書館資料の貸出に重点をおくとともに、地域の課題解決や、有職者への支援をはじめ、広範な視点からの情報を提供するレファレンス機能の充実に努める必要があります。

3 利用しやすい施設整備の必要性

本館は、昭和53年に開館し、38年が経過しています。その間、モータリゼーションの進展や、インターネットやユニバーサルデザインの普及等、社会状況も大きく変化しており、建設当時には想定されていなかったような課題が生じています。

本館へのアクセスは公共交通機関の利用が難しいため、車や自転車を中心になっています。こ

のため、新図書館では利用者の状況に応じた駐車場の整備が必要です。

本館のメインの出入口が2階に設置されていることをはじめ、館内が狭く十分な通路が取れず、車椅子の利用者やベビーカーを押している利用者にとって、利用が不自由な状況です。また、段差の解消や書架列間隔を広くする等、全ての人を使いやすいように、限られたスペースで改修することも難しい状況です。そこで、誰もが利用しやすい施設となる、新たな図書館を整備する必要があります。

4 時代の要請に対応した機能充実の必要性

情報社会の拡大に伴い、図書館サービスにおいてもパソコンをはじめとする様々な情報機器の活用が不可欠になりつつあります。しかしながら、本館では情報機器を置くスペースがなく、様々な情報提供や活動を行うための情報インフラの整備が難しい状況にあります。

また、今後は、デジタル化やインターネット等の情報環境の進展に合わせて、多様なメディアと利用機器の提供とその充実が必要になってきます。

さらに、これからの図書館は、図書館資料の提供だけでなく、市民が集まることのできる、地域の情報収集や活動の拠点としての機能も必要です。

このため、ボランティア活動等のスペースやPR等の場の提供等が求められています。

加えて、市民と行政との協働の推進に向けて、市民の新たな活動や知識・技能の向上を育成・支援できる学習の場の提供等も必要です。

第4章 新図書館建設の基本方針について

基本構想においては、「みんなの情報と交流のひろば」という基本理念が掲げられています。本計画では、その基本理念に基づいた以下の6つの基本方針を基に検討をすることとします。

1 すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館

図書館は、公共施設の中でも子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人が自由で気軽に利用できる施設です。子どもから大人までが読書に親しみ、学習できる場として、地域の情報を知る場として、日常生活の様々な悩みを解決できる場として、ビジネスに活用できる情報を得る場として、市民一人ひとりの生活や興味関心、ライフステージに応じた様々な活動や利用のできる、使いやすい施設整備を行います。

施設整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインを基本とし、誰もが使いやすい快適な環境づくりを進め、市民にとって、居心地の良い場となるように整備します。

また、将来を見越した十分な所蔵スペースの確保、本を探しやすい書架の配置、くつろいで読書することのできるスペースや学習スペースの確保、休憩コーナーの充実等、人の動線や心理的影響等を考慮した配置を行い、利用する市民とそこで働く職員にとっても使いやすい施設とし、さらにワンストップサービスの実現を目指します。

平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）に則ったサービス提供・施設整備を行います。

また、子どもや高齢者、障がい者など、本館まで足を運ぶことが困難な人のために、身近な各市民センター図書室のレファレンスなど、既存のサービスを今以上にサポートする体制及び環境整備に努めます。そのため、中枢機能を果たす本館には十分な蔵書数を備えるほか、各図書室、えほん図書館との連携がより一層緊密になるよう、各館を結ぶ情報ネットワークの強化及び配本システムの充実を図るとともに、サービスポイントの拡充を検討します。

2 市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館

市民の様々なニーズや活動に対応できるよう、多様な分野にわたる質の高い資料の収集に努めます。特に、雑誌や新聞の収集を重視しつつ、国際的な新しい課題にもタイムリーに対応できる情報提供を実現します。

活字資料以外の DVD 等の映像資料、CD 等の音声資料の収集や情報化の進展に対応したインターネットの利用による情報の収集やデータベースの活用を図ります。

また、本市独自の資料や本市にゆかりのある人物等の資料（小牧山や織田信長に関する資料）など郷土の歴史や文化に関する資料の収集を行い、小牧ならではのコレクションづくりを進めるとともに、所蔵している貴重な資料のデジタル化を推進します。小牧ならではのコレクションづくりと合わせ、コレクションを活用した企画・イベントを実施します。

また、市民の暮らしに関わりが深く、歴史的・文化的に価値のある公文書の収集・保存に努めます。

さらに、行政をはじめとして、地域で活動する各種団体の資料の収集・提供を図り、地域づ

くり、まちづくりを支援します。

学校や大学の図書館や民間の図書館との連携、近隣市町の図書館との連携、愛知県図書館や国立国会図書館等との連携を図り、相互利用を行うことで、資料や情報提供の充実を図ります。

より多くの方に小牧市の図書館を利用いただくため、利用登録要件の拡大について検討します。

3 課題解決のための図書館、情報発信のための図書館

日常生活や趣味、仕事に関するさまざまな課題の解決を図るために、それぞれの課題に対応する資料や情報の提供を行うレファレンスサービスの充実を行い、専用カウンターを設置します。図書の貸借だけでなく、課題解決の相談やテーマに沿った情報の収集、地域のかみ細かな情報の収集と発信等、地域活動の拠点となるような取り組みを進めます。

また、様々な図書館サービスや地域活動等に関する情報を積極的に発信するとともに、多くの市民に多様な図書館サービスを利用していただけるよう、サービス内容のわかりやすいPRに努めます。

小牧の歴史・文化・産業の発信地となる図書館を目指します。

4 時代の変化に対応できる図書館

新図書館建設にあたっては、蔵書能力や新技術への対応、駐車場の確保や公共交通機関からのアクセス等、現在の施設の課題を解決するために可能な限り十分なスペースを確保するとともに新しい課題に柔軟に対応できるような敷地の確保、施設の整備を図っていきます。

また、省資源、省エネルギー対策、省力化にも配慮して環境にやさしく、図書館機能の永年にわたる利用が持続可能な施設の整備を行います。

将来にわたって質の高いサービスを提供しつづけるために、必要な人材を確保するほか、図書館職員としての専門的知識・技術を高める組織・研修体系の整備に努めます。

5 市民参画の機会と場を提供する図書館

読み聞かせなどの図書館ボランティアが活動する場を確保します。また、多くの市民や多種多様な団体が、図書館でのそれぞれの活動を通して、自己実現が図れる機会と場を提供します。

6 人が集い、行きかい、まちの活力につながる図書館

地域や学校、各種市民団体や経済団体等との連携を深め、様々なニーズに対応できるサービスや居心地の良い「場」を提供することにより、これまで図書館を利用していなかった人も集い、そうした人々がまちを行きかうことで、まちの新たな活力につながります。

以上の基本方針は、新図書館が貸出中心の機能のみならず、小牧の地域性や市民のニーズに応じたふさわしいサービスを十分に提供し、また、市民が気軽に集まれ、活動しやすいような雰囲気を創出し、日常生活、学習・研究活動、文化活動、経済産業活動、地域活動等の場として、機能するという考え方を示しています。

こうした場をつくることによって「小牧らしさ」を醸成し、市民が小牧に愛着をもつことや、これからのまちづくり促進の拠点となるように目指します。

第5章 新図書館に必要な機能とサービス

第1節 基本的な考え方

新図書館は、社会的要請や市民の利用意向の把握に努め、誰もが使いやすく、市民文化の未来を示す象徴的存在として、運営とサービス活動ができる場（施設）づくりを進めます。これらを踏まえ、新図書館の機能とサービスの方向性を以下のように大きく二つに分けて検討します。

- 1 地域的な貸出機能・サービスを重点的に行う、
「基本的図書館機能」を持つエリア
- 2 中央館として広範囲な利用者を想定した、
「先進的かつ専門的な機能・サービス」を提供するエリア

新図書館には、それぞれの方向性に応じてエリアを分けて設け、利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、効率よく対応できるようレイアウトや表示等を工夫します。資料の利用頻度に応じて、開架、閉架へ配架・保管します。また、第二開架（公開書庫）の導入を図ります。

その一方で、近隣市町の図書館、愛知県図書館、国立国会図書館及び平成20年に本市と産官学連携協定を締結した近隣5大学（愛知文教大学、中部大学、名古屋経済大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学）等とのネットワーク化を推進し、オンラインシステムによるサービスの活用に努めます。

これらの取組みにより、利用者の目的に応じた幅広い機能・サービスを速やかにかつ柔軟に行うことが容易となります。また、利便性の向上により来館者数の増加が想定され、登録率の向上と同時に、機能とサービスの更なる充実と活性化が期待でき、「魅力ある図書館」として内外にアピールできる存在となり、ひいては本市の豊かな発展の実現を図ります。

サービス体系図

基本理念

「みんなの情報と
交流のひろば」

基本方針

- ① すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館
- ② 市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館
- ③ 課題解決のための図書館、情報発信のための図書館
- ④ 時代の変化に対応できる図書館
- ⑤ 市民参画の機会と場を提供する図書館
- ⑥ 人が集い、行きかえ、まちの活力につながる図書館

第2節 地域館としての機能

1 資料・情報の収集・提供機能
(1) 生活課題に関する資料（小牧地区における地域館）
(2) 児童向け資料
(3) 活字以外の資料（視聴覚資料等）
(4) 障がい者、高齢者を対象とした資料
(5) ティーンズ向け資料
2 サービス
(1) 市民の生涯学習の支援
(2) 子どもへのサービスの充実

第3節 中央館としての機能

1 資料・情報の収集・提供・保存機能
(1) 専門的図書資料
(2) 電子資料・インターネット上の資料
(3) 地域資料
(4) 行政資料
(5) 地元産業界との連携による資料
(6) 各種学校、大学等発行の資料
(7) 多言語資料・多文化資料
(8) 収集資料の保存
2 サービス
(1) ビジネス支援の実施
(2) 地域活動支援機能
(3) 学校図書館支援機能
(4) 外国人市民へのサービスの充実

第4節 共通サービス

1 総合的な情報入手支援、課題解決の支援
2 障がいのある市民、高齢者へのサービスの充実
3 ボランティア活動への支援と協働の推進
4 図書館からの情報発信
5 <u>時代の変化に対応するサービス</u>

第5節 図書館ネットワーク中枢機能

1 小牧市図書館ネットワークの中枢機能充実
2 学校、大学図書館とのネットワークの充実
3 近隣1町の図書館、愛知県図書館、国立国会図書館等とのネットワークの充実
4 地域関係機関・団体との連携
5 生涯学習・青少年育成・子育て支援・各施設との連携
6 地元産業界とのセミナー等による連携
7 図書館ホームページの充実
8 施設配本の充実

第2節 地域館としての機能

1 資料・情報の収集・提供機能

(1) 生活課題に関する資料（小牧地区における地域館）

各市民センター図書室と同様に、市民が日常生活において要求される一般的、概要的な図書（日本十進分類法（NDC）の0～9全般）を収集し、提供します。特に迅速かつ適切に対応できるように、人生、生き方、旅行、家庭、生活、医療や健康、介護、家庭教育をはじめとする様々なテーマに関する資料や情報を収集・提供します。

(2) 児童向け資料

えほん図書館との連携体制を保持し、児童向け資料の収集にあたっては相互に情報を共有し、協力して効果的な資料の収集・提供に努めます。なお、選定にあたっては、基準に沿って、児童の学習や健全な成長を促す内容であることを慎重に検討します。また、外国語の絵本等を収集・提供します。

(3) 活字以外の資料（視聴覚資料等）

ドキュメンタリーや実用性の高いDVDや映画等の視聴覚資料、音楽CDについては、より一層の収集促進を図ります。また、子ども向けのCDブック及び写真等、活字以外の資料を収集・提供します。

(4) 障がい者、高齢者を対象とした資料

高齢者を対象とした大活字本やCDブック等の録音資料等の収集・提供を拡充します。また、障がい者を対象とした点字資料、DAISY（デジタル録音資料）等をはじめ、さまざまな障がいの理解につながる資料や障がいのある人の地域生活支援、情報提供の資料等多様な資料を収集・提供します。

(5) ティーンズ向け資料

読書離れ、図書館離れになっている中学生・高校生などに、もっと図書館を有効に利用してもらい、新たな本との出会いを通じて、動機付けや悩みのサポートができるような資料や情報を収集・提供します。

2 サービス

(1) 市民の生涯学習の支援

ア 全ての市民にとっての利便性を基本に、利用者が生涯を通して学習活動を発展させていけるよう支援体制づくりを行います。

イ 宅配サービスの実施や返却ポストの増設等、より多くの市民が気軽に図書館資料にアクセスできるよう検討を進めます。

ウ 資格取得や自己啓発に対する意欲の高い利用者の要望に応え、市民の潜在的な意欲を喚起するためにも、市内外の教育機関や団体等での公開講座や講演・講習会等の情報の提供に努めます。

エ 市民の学習のための場として、個人学習やグループ学習の場の確保、生徒・学生の学習の場の確保を検討し、分りやすく、親しみやすいネーミングにして市民の利用促進を図り

ます。

オ 障がい者、高齢者を対象とした図書館資料等の対面朗読等の実施に努めます。

(2) 子どもへのサービスの充実

ア 現在、「ラピオ」にあるえほん図書館と連携し、協力してサービスを行います。

イ 本が幼少時から日常生活の中に溶け込み、より多くの子どもが読書に親しめる環境づくりに努め、子どもの豊かな感性を育て伸ばすための活動を充実させます。

ウ 「ブックスタート事業」や「おはなし会」等を、ボランティア団体と協働でより充実させ、子どもと図書館、子どもと本との接点を創出します。

エ 子どもに向けた読書支援として、幼稚園や保育園、学校等と密接に連携し、図書館の利用や読書活動を推進します。

オ 中学校や高校等の連携に努め、進路を模索する上で有効な「職場体験」やボランティア活動の場として青少年を図書館に迎え入れ、図書館業務を体験しながら、その機能やサービスについての理解を深め、図書館のより活発な利用を促します。

第3節 中央館としての機能

1 資料・情報の収集・提供・保存機能

(1) 専門的図書資料

ア 利用者の多様で高度なニーズに対応可能な専門的図書・参考図書の拡充を図り、これまで以上に多様な活字資料の収集・提供に努めます。

イ 利用者の多国籍化や社会のグローバル化を踏まえ、時事問題や国際情勢等をタイムリーに把握するために、有用な情報の収集・提供に努めます。

ウ 地元産業を支える各種資料の収集・提供に努めます。

エ 地元東海4県の県史、市町村郡史、その他都道府県史等の収集・提供を充実します。

オ 専門的な医学書の紹介と案内については、市民病院と連携を進めます。

カ 「第二開架（公開書庫）」を設け、叢書類、全集、資料集等、基本的図書を配架します。

(2) 電子資料・インターネット上の資料

ア インターネット上で、電子資料の閲覧・入手ができる環境づくりに努めます。

イ 国立国会図書館が提供している「図書館向けデジタル化資料送信サービス」など外部のデータベース等の閲覧ができるように努めます。

ウ 電子メール等によるレファレンスの相談に対応できる体制を構築します。

(3) 地域資料

ア 本市に関する地域資料を、歴史、行政、文化、産業、観光等分野を問わず、広範な資料の収集に力を入れ、資料のデータベース化を図るとともに、コミュニティの情報発信拠点としての機能を充実させます。

イ 地域を理解する上で欠かせない貴重な古文書類（岸田家文書、江崎家文書等）、織田信長

を中心とするこの地域にゆかりの深い歴史上の人物、著名人、関連するイベント、姉妹都市・友好都市等、本市の魅力を内外にアピールする広範な資料の収集・提供に努めます。

ウ 市内で行われる団体、個人、寺社、会社等が発行している機関紙、パンフレット、チラシ、フリーペーパー等を収集・提供し、多様な情報活動支援を行います。

(4) 行政資料

ア 市民に対して行政情報を積極的に提供することにより、市民への周知と理解、市民と行政との協働の推進が期待されます。その要となる行政の「アーカイブ機能」を念頭に、行政関連資料の収集・提供を行います。また、市の職員や市議会議員の調査研究活動に有用となる、行政・議会の政策立案支援のための資料を収集・提供します。

イ 近隣市町や愛知県等の行政機関が発行する広報誌、パンフレット、チラシ及び市民団体等が発行する行政に関連する資料を収集・提供します。

(5) 地元産業界との連携による資料

地域の産業構造や地域経済に対する理解を深め、地域経済の活性化を促進するために、小牧商工会議所をはじめとした各種団体や市内各企業等と連携し、有効な資料（企業史や企業の発行する研究誌、広報誌、機関紙、パンフレット、チラシ等）を収集・提供します。

地域産業の支援に役立つ資料の収集・提供に努めるとともに、企業等で保管されている地域産業の歴史や現状を理解する上で貴重な資料についても、積極的な情報交換に努めます。

(6) 各種学校、大学等発行の資料

市内にある各種学校や市内及び近隣の大学等と連携し、発行される資料（学校誌、研究誌紀要、新聞、報告書、イベントのチラシ等）の収集・提供を行います。

市民が市内にある教育機関の講座やイベント情報を把握し、自己学習活動に積極的に参加できる機会づくり等につながるよう心がけ、広く融合した地域形成の支援を行います。

(7) 多言語資料・多文化資料

ア 本市では、多くの外国人市民が居住しており、多文化共生を推進するため、主要外国語の多読用図書、辞書や参考書、外国絵本、文芸書、雑誌、新聞の収集、昨今ニーズが高まっている外国語学習に役立つ CD、DVD 等の収集にも力を入れます。また、日本語学習に役立つ資料の収集にも配慮する等、外国人市民の利用拡大を図ります。

さらに、日本人が異文化を理解するための、多様な外国文化に関する資料の収集・提供に努めます。

イ 選書については、対象となる年齢層（子どもからお年寄りまで）、外国語の種類、分野等、外国人市民のニーズを踏まえながら偏りのない選書に努め、日本で生活する上で必要と考えられる資料を収集・提供します。

(8) 収集資料の保存

- ア 新図書館では、中央館としての機能を果たす上で必要な資料を計画的かつ適切に保存し、蔵書の充実を図ります。貴重資料や広く閲覧して欲しい地域資料等については、積極的にデジタル化を推進し、より多くの利用者の目に触れやすい方法に努めます。
- イ ゆとりある保存スペースを確保することに努めます。また、全資料に IC タグを貼付し、貸出・返却等の容易化や効率化を実現します。
- ウ 保存している資料については、収集した資料すべてを新図書館で長期にわたり保存することは困難なため、保存年限の設定と、必要に応じその見直しを行います。また、愛知県図書館をはじめ、周辺自治体の図書館と保存分担について協力関係の進展に努めます。

2 サービス

(1) ビジネス支援の実施

- ア 経済活動における情報収集・分析活用のニーズは加速化するものと見られ、地域経済のさらなる活性化のためにも、“知の拠点である”図書館を通じて、起業や経営等に役立つ情報収集に向けた支援体制は重要なポイントとなります。
- イ 経済の動向に左右されやすい中小企業に対する支援機能の強化を進めます。そのため、小牧商工会議所等の関連機関と密接に連携し、地元経済に関する情報や資料のほか、専門的な資料で個人では入手し難いもの等の収集・提供に努めます。
- ウ 経営の改革、技術の向上、資格の取得、法律等、就労する上で有用と思われる資料を効果的に収集・提供します。
- エ 地域経済の活性化につながる講座やセミナーの開催等、新たな図書館サービスを展開します。
- オ 企業や近隣市町圏内の自治体により開催されるビジネス関連のイベントについて、広く情報の収集・提供に努めます。

(2) 地域活動支援機能

ア 活動場所の提供

- (ア) 地域で活動する団体や市民の各種活動に必要な学習の場（小集団、集団学習）として、図書館を提供することにより活動の支援を行います。ボランティア活動の場として、また市民の作品展示や子どもの発表の場となる展示スペースも確保します。
- (イ) 市内の各種団体間の交流や集会、イベント等の場として図書館を提供し、新しい地域活動を積極的に支援します。また、こうした活動は「小牧らしさ」の源となるものであることを考慮して、活動が利用者の目に触れやすく、利用しやすいように配慮します。

イ 講演、セミナーの開催

- (ア) 資料や情報の提供にとどまるのではなく、市民のより豊かな生活へとつながる内容の講演会やセミナー等のイベントを企画・開催することにより、学習を支援し、地域における個人や団体の課題解決に向けた活動の促進を図ります。
- (イ) 小牧商工会議所や企業との連携を図りながら、ビジネス支援セミナーやベンチャー企業

の育成を目的とする起業セミナー等、地域経済の活性化につながるイベントの企画と開催に努めます。

(3) 学校図書館支援機能

ア 市内の学校図書館にある資料の現状や利用状況を把握し、子どもが積極的に学習活動に取り組める読書環境整備の支援に努めます。

イ 司書の派遣回数を増やしたり、学校図書館ボランティアを拡充したりするなど、図書を選定支援やレファレンスサービス、子どもの読書活動向上につながる支援に努め、「読み聞かせ」、「ブックトーク」、「調べ学習の教材」のテーマ別展示等、就学時期（小学校低学年・小学校高学年・中学校）に合わせた内容にします。

ウ 教育関係者が子どもの読書や図書館利用を推進する上で、有用となる資料を提供するとともに、セミナー等の開催を目指します。

(4) 外国人市民へのサービスの充実

館内案内を多言語表示にするほか、サインの整備により情報格差の軽減化及び危機管理の徹底を図る等、外国人市民の利用を推進することにより、異文化理解を一層促すことができるよう図書館が、多文化共生の空間になるよう努めます。外国語での質問にも対応できるよう、人材の確保や育成を目指します。

第4節 共通サービス

1 総合的な情報入手支援、課題解決の支援

(1) 資料・情報の提供にあたっては、収集・保存した資料を効率よく有効活用していただけるよう、中央館機能と地域館機能のそれぞれにカウンターを配置します。

(2) 地域館機能については、入口の近くにカウンターを配置し、資料の貸出・返却、図書館の有効的な活用方法の案内や利用者の図書館に対する要望等の把握に努めます。

(3) 中央館機能については、資料の貸出・返却、多種多様な要求についてのレファレンスサービス、資料活用支援、課題解決支援等の基本的なサービス、専門性の高い課題解決へのサポート（専門家とのタイアップによるサービス体制の構築等）を図ります。

(4) 総合的に図書館の機能全般についての案内を行い、利用者の利用目的を迅速かつ的確に捉え、利用者が安心してスムーズに目的を達成できるよう、ワンストップで対応できる体制を構築します。

2 障がいのある市民、高齢者へのサービスの充実

(1) 障がい者や高齢者が利用する上で妨げとなる、交通機関や道路における問題点を、関連機関や行政と連携して解消を図ります。

(2) 図書館内においては、障がい者が不自由なく気軽に資料や施設そのものを利用できるよう、ユニバーサルデザインに沿った環境づくりを行い、同時に障がいやニーズに応じた柔軟できめ細やかなサービス体制づくりに努めます。それを実行するために最も重要となる、人間性豊か

な人材の育成を図ります。

- (3) 利用案内や新刊案内等を、音声や点字、文字や映像の視覚情報で伝達・提供するとともに、図書館への来館が困難な障がい者などに郵送するサービスを提供します。

3 ボランティア活動への支援と協働の推進

- (1) 市内にある社会福祉協議会、市民活動団体やボランティア団体等に呼びかけ、各団体が発行する機関紙やチラシ等の資料や情報を収集し、市民のボランティア活動に対する理解を促し、より多くの市民が活動に積極的に参加できるよう支援します。また、生涯学習の場としてのボランティア活動の意義について、よりよく知るためのイベント（読み聞かせ会等）を開催する等ボランティア活動の普及と活性化を図ります。
- (2) 図書館独自にボランティアを募り、図書館の運営や活動に向け、さまざまな作業やサポートに携わりながら、図書館そのものに対する理解を深めると同時に、ボランティア活動に親んでもらえるよう努めます。また、館内にさまざまなボランティア活動を行う場を提供します。

4 図書館からの情報発信

- (1) 貸出等の利用に関するお知らせ、新刊の案内、書評等、より多くの市民が図書館や資料に対して興味を抱き、利用していただけるように幅広い情報を様々な媒体を通じて積極的に発信します。
- (2) ウェブ機能を活かした各種情報の提供サービスの充実を図ります。

5 時代の変化に対応するサービス

めまぐるしく進化を遂げる情報社会や将来の利用者のニーズの多様化・高度化に対応するため、既存のサービスを柔軟に見直し、常に時代に合ったサービスを提供できるように努めます。

第5節 図書館ネットワーク中枢機能

1 小牧市図書館ネットワークの中枢機能の充実

本館と各市民センター図書室との情報ネットワークを強化し、巡回車の増便やきめ細かなサービスの充実に努めます。また、データベースのグレードアップを図り、レファレンスサービスのシステム化を図ります。

2 学校、大学図書館とのネットワークの充実

- (1) 市内小・中学校、高校の学校図書館及び市内や近隣にある大学等の図書館の間で情報を共有し、資料の活用促進を図ります。
- (2) 施設配本サービスを拡充し、よりの確な図書館資料の提供ができるよう充実します。

3 近隣市町の図書館、愛知県図書館、国立国会図書館等とのネットワークの充実

現在、愛知県内の図書館とは横断検索する「愛蔵くん」でネットワークを構築しています。これら図書館等との連携を今後も積極的に進めるとともに、国立国会図書館や全国にある公共図書館

と資料や情報を共有でき、相互貸借が可能となるようネットワークをさらに拡充し、市民の利便性向上と資料の有効活用に努めます。

4 地域関係機関・団体との連携

- (1) 市民や団体の求める幅広いニーズに応えるために、学校や幼稚園等の教育機関以外にも、美術館、各市民センター、小牧商工会議所、小牧市観光協会、小牧青年会議所、小牧市社会福祉協議会、特定非営利活動法人等とも連携を図ります。
- (2) 地域情報の発信拠点としての役割を果たすため、コミュニティ情報の総合的な収集を図り、きめ細かに対応できるようなサービス体制を整えます。

5 生涯学習・青少年育成・子育て支援・各施設との連携

- (1) 市内にある各種生涯学習施設、青少年育成施設、子育て支援施設との連携を強化し、子どもから高齢者まで市民全体の生涯学習に有効な情報提供活動を行います。
- (2) 各種講座等の開催にあたり、会場やテーマに関連する資料を提供するだけでなく、館内に特設コーナーを設け、案内ポスターとともに関連資料の展示に努めます。これにより、イベント自体の充実と図書館利用の活性化の相乗効果を目指します。
- (3) 外国人市民の子どもたちが通う教育機関とも連携を図り、図書館の利用案内等を積極的にアピールするとともに、要望や意見を把握し、多文化共生のための環境づくりを図ります。

6 地元産業界とのセミナー等による連携

地域経済の活性化や活気あるまちづくりに向け、市民への情報提供にフィードバックできるよう地元産業界とセミナー等による連携を図ります。

7 図書館ホームページの充実

既存の図書館ホームページを定期的にリニューアルし、閲覧者のニーズを捉え興味をもたれるコンテンツを充実させるとともに、年齢層を問わず閲覧しやすく魅力あるウェブデザインの構築に努めます。

8 施設配本の充実

現在行っている施設配本を引き続き行い、より充実するように努めます。

第6章 新図書館に必要な機能とサービス

第1節 サービス目標基準値

1 蔵書計画

新図書館の蔵書は、現在の図書館の蔵書構成、近年の新刊本の発行状況、現在の利用状況及び潜在的なニーズ等を検討し、将来人口推計を踏まえ、以下のように計画しています。

選書基準については、既存資料の状況を確認した上で、地域館機能と中央館機能をそれぞれ十分に発揮できるよう、長期にわたる収集計画・選定基準を別途策定し選書するとともに、利用状況を継続して検証することにより、一層の充実に努めます。また、中央館機能の地域・行政資料については、寄贈依頼を行うなど、積極的に市民や各種団体に呼びかけて、多くの資料を収集し、活用を図ります。

【最大収容可能冊数を50万点から60万点とした場合の蔵書目標の内訳例】

開架	区分	蔵書の種類	冊・点・種
	地域館機能	一般図書・参考図書	<u>46,000～55,000冊</u>
		児童図書	<u>32,000～38,000冊</u>
		ティーンズ	<u>7,000～9,000冊</u>
		雑誌	<u>150～175種</u>
		新聞	10紙
		視聴覚資料	<u>18,000～21,000点</u>
		障がい者サービス	2,000点
		小計	<u>(85,000～102,000冊) + (20,000～23,000点) + (150～175種) + 10紙</u>
	中央館機能	専門図書	<u>50,000～61,000冊</u>
		地域・行政	<u>11,000～13,000冊</u>
		多言語図書	<u>15,000～17,000冊</u>
		雑誌	<u>150～175種</u>
		新聞	30紙
		小計	<u>(76,000～91,000冊) + (150～175種) + 30紙</u>
開架合計		<u>(161,000～193,000冊) + (20,000～23,000点) + (300～350種) + 40紙</u>	

開架	地域館機能 中央館機能	上記各資料及び雑誌・新聞 のバックナンバー含む	<u>319,000～384,000冊</u>
----	----------------	----------------------------	-------------------------

合計 500,000～600,000点 (+ 300～350種) + 40紙

新聞・雑誌は、外国語も含め利用者の多様で高度なニーズに対応可能な種類を備えることとし、バックナンバーは一年分配架するよう努めます。

なお、最大収容可能冊数を約 50～60 万冊とした場合、平成 28 年時点の約 1.6～2 倍、開架スペースは 16～19 万冊で平成 28 年時点の約 1.3～1.6 倍となります。

2 資料保存計画(サイクル)

郷土資料など重要又は貴重な資料については、「小牧市立図書館所蔵資料の除籍に関する要綱」に基づき、利用頻度に関わらず、保存することを基本とします。また、公共図書館においては、一般図書の平均的な利用頻度は 6 年から 7 年と言われています。市民の利用率を高めるためには、できる限り、新しい図書が常に配架されているのが望ましいと言えます。

本計画においては書棚への排架期間を平均 6 年と設定します。なお、「開架」、「閉架」に分けて保存しますが、できる限り多くの資料が利用者の目に直接触れるように努め、「第二開架（公開書庫）」の導入に努めます。

3 年間貸出冊数基準値

本市の貸出冊数は現在（平成 27 年時点）6.7 冊／人・年ですが、「新小牧市立図書館建設基本構想」で先進的な図書館活動を行っている他市と比較すると、やや低い水準となっています。そこで本計画においては目標貸出冊数 10 冊／人・年を成果指標の 1 つとして設定します。

4 図書の購入

図書の購入にあたっては、年間購入冊数を基準とするのではなく、常に新鮮で適切な資料構成を維持・充実させることに重点を置きます。そのため、購入冊数が各年度の市の財政状況によって大きく増減することがないよう、継続的な図書購入費の確保に努めます。

5 選書・除籍

選書・除籍にあたっては、運営形態に関わらず、それぞれの基準に基づき、館長をはじめ、司書資格を有する職員を中心に公立図書館にふさわしい中立かつ公平な立場に立って行うことを重視するものとします。

なお、選書においては、市民ニーズに応えることともに出版文化を守ることを矜持とし、出版数や貸出数に関わらず、公共図書館が収集・保存することが望ましい一般的・社会的に価値が高いと考えられる資料も選定し、市民に提供するものとする。

第7章 新図書館の建設計画（※新図書館の建設位置が確定後、改めて修正を行います。）**第1節 建築計画の方針**

基本理念で掲げた「みんなの情報と交流のひろば」を実現するため、新図書館の建設計画の方針を次の通りとします。

1 ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化

障がい者、高齢者、妊婦、子ども等を含む全ての人が、親しみを持って接しやすい図書館づくりを目指します。ユニバーサルデザインにおける7原則、物理的な段差等のバリアフリー化はもちろんのこと、閲覧室をはじめ出入口、書架やサインのデザイン、扉の把手や内装材の選定等利用者に分りやすくストレスや心理的な圧迫感を与えないように配慮した空間構成、家具デザイン、インテリアデザインとします。

2 耐震性の確保と災害時の対応

建物全体の耐震性は、建築基準法の耐震性能を確保することで対応できますが、図書館内については、書架の転倒防止、書籍の転落による避難通路の阻害防止が重要となります。

- (1) 地震以外の災害時にもスムーズに移動できるよう、安全な避難通路の確保、分かりやすい避難経路の認知、障がい者や外国人にも非常時であることを知らせる警報設備を設置します。
- (2) 災害のうち特に資料の浸水防止に努めます。

3 環境への配慮、省資源・省エネルギー対応

地球環境問題により、公共施設の整備は環境への配慮が必須条件となっています。建物の長期使用、ライフサイクルコストやライフサイクルCO₂の削減、低炭素社会への対応や自然エネルギーの活用に積極的に取り組み、CASBEE等の概念を取り入れて高耐久、省エネルギーの環境にやさしい施設整備を目指します。

4 ICT（Information and Communication Technology）化への対応

これからの図書館像は、デジタルとアナログ資料が混在するハイブリッド・ライブラリー方式の情報提供を実現することにより、市民の課題解決を支援する役に立つ図書館であるといえます。

- (1) 利用者の図書館に対する要望は時代とともに変化し、図書館に関する情報技術も確実に進歩することが予想されます。特に情報技術に関する進歩はめざましく、こうした変化に柔軟に対応できる施設整備を目指します。
- (2) 利用者にとって資料が探しやすく、職員にとって管理のしやすい図書館を目指します。
- (3) 自動化・機械化できるところは積極的に取り入れるとともに、図書館職員本来の業務である専門的なレファレンス等の相談サービス業務に重点を置きます。

インターネットからの予約、ウェブOPACによる検索等、非来館型の図書館利用にも対応できる職員の育成に努めます。

5 まちの景観に調和したデザインの採用

平成13年に施行された「小牧市都市景観条例」に基づき、建設予定地のA街区を含む駅前周辺地域において、景観形成に先導的な役割を果たせられるように取り組みます。

建設予定地のA街区の整備計画の全体像は、今のところ明確には提示されていませんが、新図書館整備とともに魅力ある駅前の街づくりが進められると考えます。

本市の生涯学習施設の核として、文化活動の拠点となり、より多くの市民に認知してもらうためにも、駅前空間のランドマークとなるような整備に努めます。

外観は、歩行者空間からの景観と道路側からの景観等に配慮し、明確な表と裏をつくらない正面性（ファサード）を重視した建物デザインを目指します。なお、外観の造りにより、図書館機能を損なうことのないようにします。また、屋内のデザインや色調についても、利用者にぬくもりや安らぎを与える、落ち着きと居心地のいい空間環境のある図書館にします。

6 市民、利用者の活動が見えやすい計画

図書館は、公共施設の中で最も定期的に、また、長期にわたり継続的に利用される施設です。しかし、施設の認知度は高いものの市民全体からみれば、実際に利用しているのは、およそ30～35%の市民との統計データが示されています。したがって7割近い市民が未だ図書館を利用していない状況です。

(1) 基本理念である「みんなの情報と交流のひろば」を具体化していくには、地域に埋もれている様々な情報を積極的に収集し、数多くの市民が来館し、こうした情報と出会う機会を創出していくことが必要になります。このため、新図書館には、新たな付加価値をもたらせる活動が行えるよう、開架室には空間的な余裕を持たせ、職員と利用者との信頼関係を築けるような空間づくりを進めていきます。

(2) 市民に図書館をもっと身近に感じてもらい、今まで未利用の市民にも来館されるような広報活動や図書館を活動の拠点として利用してもらう等、来館のきっかけを企画することに努めます。

(3) 公民館や地元の絵画教室で活動しているサークルの作品展を図書館のエントランスホールや開架室の一角等で行うことで、出展者はもちろん、作品に興味を持った市民にも図書館への来館を促すことに努めます。

7 施設の多様性・可変性への配慮

市民ニーズが高度化・多様化する中で、将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供が行うことができるような施設設計をする必要があります。

そのため、各機能・各スペースを、あまり専用のスペースとして固定せず、できる限り様々な用途にも使用できるようにする「施設の多様性」と将来の市民ニーズなどに対応できるように間取りの変更がしやすいような造りとする「施設の可変性」に配慮した設計とします。

第2節 機能の配置計画に関する考え方

1 基本方針と新図書館に求められる事項

基本理念である「みんなの情報と交流のひろば」の実現のために、新しい図書館をどのように整備していくのかを、次の4つの視点から検討します。

(1) 市民に愛着を持ってもらえる美しい建築

資料のデジタル化が進めば非来館型の図書館利用も増えてくると思われませんが、逆にデジタル化が進めば進むほど、また来たいと思ってもらえる開放的で居心地の良い空間づくりが最も大切になります。

図書館には資料の貸し借りの目的だけではなく、気分転換やレジャーのように、非日常的な利用意識から来館している利用者も大勢います。入ってみたいくなる清潔で美しい建築は、その空間の魅力で利用者を惹きつけ、永きにわたって愛され利用されるはずです。

新図書館は、利用者もそこで働く職員も利用しやすく、また、図書館に誇りと愛着を持てる施設づくりを目指します。

(2) いろいろな利用を選択できる快適な居場所の提供

図書館は、資料の貸出・返却が基本的なサービスですが、利用者は、新聞を大きな机で読んだり、雑誌をソファに座って読んだり、CDやDVDを鑑賞したり、個室や個人机で静かに読書や学習をしたり、グループでレポート作成をしたり、さまざまな利用目的を持って来館されます。

ア 館内で、滞在しながら利用するためにも、小さくても多様な空間やゆとりある閲覧席、緑豊かなリフレッシュ・コーナー等安らぎのある居場所づくり、居心地の良い図書館づくりを目指します。

イ 来館数を増すためにも、展示ギャラリーやロビー空間を設けて気軽に立ち寄ってもらえる雰囲気づくりを目指します。

ウ 中学生や高校生の放課後の居場所としても機能し、友人と会話を楽しむことのできるような空間づくりを目指します。

(3) 資料や情報との出会いを創出

図書館は、資料や情報と利用者が出会う場です。図書館をハブ（活動の拠点）として、人と人が出会うことも可能です。特に地域に埋もれている活用すべき資（史）料を積極的に収集・展示し、提供することは、利用者のコミュニティ活動への参加意識や積極的な関わりを高めることになります。

一方、図書等の検索においても、たくさんの資料の中から探し出しやすいレイアウト、取り出した後すぐに読めるように、閲覧机を近くに配置することは基本的な事柄です。

図書館において、思いがけない発見等を期待して隣に関連する書籍を並べることも豊かな読書環境づくりには大切です。利用者自身が自発的に図書館を巡った時に、自分が探している資料を見つけやすい、探しやすい配架に努めます。また、レファレンスサービスを充実させるために専用のカウンターを設置します。

また、学校の先生のおすすめの本、ボランティアのおすすめの本、ケアマネジャーのおすすめの本等、専門職のおすすめの本の展示コーナー等の設置も検討します。

(4) 利用者と職員との信頼関係の構築

知識と経験とともに自信と誇りを持って勤務している職員がいると、利用者からの信頼も高まり、図書館の雰囲気も明るく、活動的な印象を与えることができます。

ビジネス支援等役に立つ図書館を目指すためには、利用者が職員に声を気軽にかけられるような信頼関係が重要となってきます。そのためにも、職員は図書館の資料に精通するとともに、利用者とのより良いコミュニケーションづくりに努めます。そうした図書館職員としての専門的知識・技術を高めるための研修もできる多目的会議室を設置します。

職員の業務の効率化の点からも自動化や機械化できることは積極的に導入を図り、職員が本来の利用者支援の業務に専念できるように、基本設計の段階から検討します。

2 地域館機能と中央館機能の配置

地域館機能と中央館機能の配置については、今後、建物設計・蔵書の配置・人員配置を検討する中で、利用者にとって最も利用しやすいという観点から配置を検討します。

3 各機能の面積と配置計画

ここに示す各機能の具体的な規模や面積などについては、基本設計段階で各種基準をもとに、具体的に検討します。また、各機能・各スペースのうち多用途に利用可能なものについては、あまり専用のスペースとして固定しないようにするなど、最大収容可能冊数の見直しや他市施設の状況等を踏まえてできる限り延床面積の縮小に努めるよう設計段階で検討します。

(1) 情報検索端末スペース

情報機器の発展やサービスの多様化に対応し、これまでの考え方にとらわれず、より利便性の高い端末機器の導入を検討します。

(2) 地域館機能

ア 一般図書開架・閲覧1

準備室を備えた貸出・返却及びレファレンスカウンターを置き、レファレンスサービスが市民に浸透するようサインを工夫・整備し、気軽にレファレンスや読書相談ができる環境を整えます。

一般図書（文芸、生活、趣味等を中心とした日本十進分類法（NDC）の0～9全般）を配架します。冊数は約 46,000～55,000 冊とします。

書架は5段を中心とし、配置・配列間隔は、利用者の利便性やスムーズ動線を確保できるようにするとともに将来の蔵書の増加に対応できるようにします。

閲覧席は、多人数掛けや個人閲覧席をバランスよく、できる限り多く確保します。また、机のないソファ席なども用意します。

親子で利用できる畳コーナーの設置を検討するとともに、くつろいだ雰囲気で読書が楽しめるように圧迫感のない十分な天井高を確保します。

イ 新聞・雑誌コーナー①

収容能力は、新聞約 10 紙、雑誌約 150～175 種とします。バックナンバーとして1年分を保存します。専門的な一部の新聞・雑誌は、専門図書開架・閲覧2に置きます。

新聞・雑誌コーナーには専用の閲覧テーブルとブラウジングコーナーにふさわしい席を設置します。

ウ 視聴覚コーナー

収容能力は、CD、DVD等 18,000～21,000点とします。また、視聴席を設置し、その一部は複数席にします。

エ 児童コーナー

児童図書の収容能力は、約 32,000～38,000冊とし、えほん図書館との役割分担を図ることにより、資料収集等の差別化を図ります。また、本の表紙が見える配架を採用します。さらに、専用のカウンターを置き、幼児・児童等、さまざまな年齢層に対応するとともに、親子で読書できる閲覧席を用意します。

児童コーナーの中にはおはなしコーナーを併設します。また、おはなし会のない時には、さまざまな使い方ができるよう開閉が可能な間仕切りを設置します。

複数の子ども連れでも、安心して利用できる授乳室やおむつを交換できるスペースも設けます。

オ ティーンズコーナー

10代向けの文庫、新書等を集め、中学生・高校生が集まりやすいコーナーとします。収容能力は、約 7,000～9,000冊とします。グループでの行動を想定し、ある程度の話し声が他の利用者の迷惑にならないように配置を工夫します。

カ 障がい者サービスコーナー

収容能力は、約 2,000点とし、資料閲覧コーナーのほかに対面朗読室を設けるなど障がい者に配慮したコーナーを設置します。

キ ボランティア活動室

定期的に図書館で活動するボランティアなどの活動にも使える多目的会議室を設けるなど、ボランティアとの協働による図書館運営の発展を図ります。

設計段階において、ボランティアの方たちの意見を聴き、活動場所について十分に配慮します。

(3) 中央館機能

ア 専門図書開架・閲覧2

準備室を備えた貸出・返却及びレファレンスのカウンターを置き、レファレンスサービスが市民に浸透するようサインを工夫・整備し、気軽にレファレンスや読書相談ができる環境を整えます。

基本図書、専門書、参考図書、地図、逐次刊行物及び法令集等を配架します。収容能力は、約 50,000～61,000冊とします。

書架は5段を中心とし、配置・配列間隔は、利用者の利便性やスムーズな動線を確保できるようにするとともに将来の蔵書の増加に対応できるようにします。

「第二開架（公開書庫）」を導入し、基本的な資料集等を配架することにより、利用者が少しでも多くの資料に触れやすい環境に配慮します。

閲覧席は、調べ物に適した机等を設け、快適に利用できるよう手元照明スタンドや電源コ

ンセントを設置します。

イ 地域・行政資料コーナー

郷土資料、地域資料、行政資料を配架します。なお、収容能力は、約 11,000～13,000 冊とします。また、チラシやパンフレットを多数展示できるようにします。さらに、カウンターの近くに配置し、利用者がレファレンスを受けやすくします。

ウ ビジネス支援コーナー・情報コーナー・新聞・雑誌コーナー②

ビジネス支援のため、産業やビジネスに関する資料や収容能力を専門的な一部の新聞約 30 紙・雑誌約 150～175 種とする資料を置けるスペースを確保します。

エ 多言語図書コーナー

多読図書のほか、外国語関連と外国語による各国を紹介した資料集の資料を配架します。

(4) 学習援助スペース

ア 学習室

個人やグループで勉強等できるように席を設けます。なお、夏休み期間など多くの利用者が見込まれる場合は多目的会議室を学習室として利用するなど柔軟な利用形態を検討します。

イ 多目的会議室

図書館の事務的な会議や応接だけでなく、市民の研究会や職員の研修、ボランティア活動、また、スクリーンなど視聴覚用の設備を用意するなど、さまざまな目的に対応できるようにします。部屋の大きさは、多人数での利用から、少人数の複数利用まで対応できるように壁間仕切りが可変できるようにします。

(5) バックヤード機能

ア 閉架書庫スペース

約 319,000～384,000 冊収納できるスペースを確保します。カウンター等との動線を十分考慮した位置に配置します。収容力の高い集密移動棚を導入します。

なお、閉架書庫の近くに専用エレベーターを用意します。また、貴重本は、劣化を防止できる保管環境を整えます。

イ 施設配本・学校支援・配本スペース

道路または駐車場に面した配本用の車庫と、作業室、書庫のスペースを確保します。また、作業室には施設配本用の書架を設置します。

ウ 事務作業スペース

各図書館業務の意思疎通を行うための事務室と円滑な業務処理を行うための各作業スペースをそれぞれ確保します。

事務室には応接スペース、整理業務に適した作業机等を配置した資料整理作業スペース、購入予定資料荷ほどこきスペース、ネットワーク支援（各市民センター図書室・近隣図書館・学校・地域団体・地域公共施設等）連絡作業スペース及び印刷スペースを効率よく作業できるよう配置します。また、コンピュータサーバ室は 24 時間運用のため、専用の空調システムを設備します。職員用の休憩室や更衣室も用意します。

倉庫は、図書館資料保管・処理用として、寄贈受入や廃棄資料等の一時保管に使います。

また、整理業務用消耗品等、備品器具用や施設管理、営繕用にも使います。省スペース化のため、集密移動棚の導入も検討します。

各室が機能的に運用できるように、連携した配置計画とし、書籍の運搬や移動がスムーズにできるように廊下や扉の大きさ等に配慮します。業務用の機械を置く部屋については、防音や換気等に配慮します。

(6) 利用者利便機能

図書館利用者が長時間にわたり図書館を利用できるよう、飲食コーナーに自動販売機等を設備し、食事を快適にとれる憩いの場となるスペースを用意するほか、喫茶店等の利用者利便施設の導入を検討します。

(7) その他

ア エレベーター等

エレベーターは、電動車椅子等が容易に出入り可能なサイズの利用者用と図書館業務用の荷物搬送兼用を設置します。

イ ギャラリー・展示やイベントのスペース

イベントや市民の活動・発表の場として、小企画展等に活用ができるスペースを設けます。例えば、児童の「読書感想画」展も展示できるようにします。また、図書館のイベントはもちろん市内の催事・行事・イベントの予定を掲示・表示できる設備を設けます。

ウ 屋外スペース

屋外スペースについては、基本設計に係りますが、図書館への利用者の導入を考える上で重要なポイントとなります。基本理念を実現すべく、利用者の交流や、図書館への誘導性を高めるために、回遊性が高く、市民が集う場として魅力のある空間づくりを図ります。

図書館機能一覧表

(下記数値は、参考数値であり、各機能の利用形態や連携を考慮しながらスペースの共用を図る等、設計段階であらためて検討します。)

		<u>冊数(冊・点)</u>
<u>(1)館全体</u>		
	情報検索端末スペース	
<u>(2)地域館機能</u>		
	<u>(ア)一般図書開架・閲覧1(貸出・返却及びレファレンスカウンター等を含む)</u>	<u>46,000～55,000冊</u>
	<u>(イ)新聞・雑誌コーナー①</u>	
	<u>(ウ)視聴覚コーナー</u>	<u>18,000～21,000点</u>
	<u>(エ)児童コーナー(おはなしコーナー等を含む)</u>	<u>32,000～38,000冊</u>
	<u>(オ)ティーンズコーナー</u>	<u>7,000～9,000冊</u>
	<u>(カ)障がい者サービスコーナー</u>	<u>2,000点</u>
<u>(3)中央館機能</u>		
	<u>(ア)専門図書開架・閲覧2(貸出・返却及びレファレンスカウンター等を含む)</u>	<u>50,000～61,000冊</u>
	<u>(イ)地域・行政資料コーナー</u>	<u>11,000～13,000冊</u>
	<u>(ウ)ビジネス支援コーナー・情報コーナー・新聞・雑誌コーナー②</u>	
	<u>(エ)多言語図書コーナー</u>	<u>15,000～17,000冊</u>
<u>(4)学習援助スペース</u>		
	<u>(ア)学習室</u>	
	<u>(イ)多目的会議室(会議、応接、市民研究会、職員研修、ボランティア活動等の利用に活用)</u>	
<u>(5)バックヤード機能</u>		
	<u>(ア)閉架書庫スペース</u>	<u>319,000～384,000冊</u>
	<u>(イ)施設配本・学校支援・配本スペース(車庫、作業室、書庫)</u>	
	<u>(ウ)事務作業スペース(事務室、作業室、休憩室、更衣室等)</u>	
<u>(6)利用者利便機能</u>		
	<u>飲食コーナー等</u>	
<u>(7)その他</u>		
	<u>(ア)エレベーター等(通路、階段、トイレ、ロッカースペース、収納倉庫(ボランティア用)含む)</u>	
	<u>(イ)ギャラリー・展示やイベントのスペース</u>	
	<u>(ウ)屋外スペース</u>	
合計		<u>500,000～600,000点</u>

第3節 新図書館の位置と規模

1 建設位置

新図書館の建設場所については、主に、①現図書館（改修+増築、建替）、②A街区新設、③ラピオ内改修の候補地が挙げられ、事務局から今後のまちづくりの考え方やラピオの経営方針の説明を受け、土地・建物の状況や概算建設費用、駐車場、閉館期間の項目からなる比較検討資料等により、議論を行った。

その結果、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの観点、交通利便性、ラピオとの相乗効果、まちの活性化などから、②A街区新設が良いという意見が多数であった。しかし、一方では、建設場所としては、小牧山を眺望できるロケーションの良さなどから、①現図書館（改修+増築）が望ましいという意見や、えほん図書館との相乗効果や建設費を大きく抑制できることなどから、③ラピオ内改修が望ましいという意見、また新たに④現図書館（改修+増築）+ラピオ内改修の併用が望ましいという意見も出された。

このため、審議会としては建設場所をA街区と仮定し審議を進めた。

2 図書館周辺施設

建設位置をA街区とした場合、周辺の施設については、新図書館建設にあわせて歩専1号線の修景整備を図りたい。また、ペDESTリアンデッキは、活用の可否も含めて検討し、小牧駅、建設予定地、ラピオ間の歩行者動線を確保するものとする。しかし、一方では、市営小牧駅西駐車場を現行のまま利用できなくなることについて、懸念する意見も出された。

また、近年、図書館は文化や交流の拠点として、他の公共施設や民間施設との複合施設として整備される事例が多く見られる。このため、本市においては、建設予定地と隣接するラピオ内にえほん図書館や生涯学習機能等の公共施設が配置されていることから、事業費の縮小を図るためにも、これらを一体的に捉え、連携することにより、市民の様々なニーズに対応できるサービスや場を提供するものとする。

3 規模

建設位置によらず、新図書館の規模については、基本計画書では6,875㎡となっているが、必要な機能は確保する中で、各機能・各スペースのうち多用途に利用可能なものについては、あまり専用のスペースとして固定しないようにするなど、最大収容可能冊数の見直しや他の公共施設の状況等を踏まえて、できる限り延床面積の縮小に努めるものとする。

第4節 駐車場及び駐輪場整備に関する考え方

1 基本方針

建物へのアクセスのしやすさを考えると、いつも満車の駐車場や駐輪場では、図書館への足が遠のくことにもなります。図書館への交通手段は、現図書館でも土日で車が65%を占め、一般的に地方都市では車が7～8割程度とされています。

一方、平日は自転車での来館が40%を占める日があり、駐車場と駐輪場の台数の検討には、

曜日も加味して検討する必要があります。

2 所要スペース・台数

駐車場等の台数を検討するに当たり、まず基本とするのは、図書館のサービス目標を達成するために必要な駐車台数を確保することです。そこで、目標とする図書館活動を実現するために、図書館の統計データ、来館者アンケート調査の分析データ等から適正な駐車場、駐輪場スペースを検討します。

(1) 想定来館者数（現図書館は地域館機能のみを有す）

ア 現在の図書館の1年間（平成27年7月～平成28年6月）の推計来館者数は約15万人。

イ 現在の図書館において、駐車場の年間最大利用台数は55台（定時観測）。

ウ 新図書館の想定来館者数は、中央館機能の追加のほか、座席数及び蔵書数の増加や快適な居場所の提供などの集客効果により増加が見込まれるが、現図書館に比べて主に座席数が2.99倍、蔵書数が2.44倍であることから、現在の約2.5倍の約37.5万人とする。

(2) 駐車場の台数

①算出方法1（来館者数に比例して、駐車場台数を増やした場合）

$$\underline{55 \text{ 台} \times 37.5 \text{ 万人} / 15 \text{ 万人} = 138 \text{ 台}}$$

②算出方法2（図書館専門家の計算式、将来推計人口を16万人から14万人に修正）

ア 車利用は土日の方が多。

イ 年間の一人当たりの貸出冊数を10冊/人。

ウ 人口を14万人とすると、 $14 \text{ 万人} \times 10 \text{ 冊} = 140 \text{ 万冊/年}$ の貸出冊数。

エ 1回あたりの貸出冊数を5冊/人とすると $140 \text{ 万冊} / 5 \text{ 冊} = 28 \text{ 万人/年}$ の貸出者数。

オ 1週間当りの貸出者数は $28 \text{ 万人} / 52 \text{ 週} \doteq 5,385 \text{ 人/週}$ 。

カ 来館者のうち資料を借りる割合を75%とすると、 $5,385 \text{ 人} / 0.75 \doteq 7,180 \text{ 人/週}$ の来館者数。

キ 週に対する土日の来館者の割合を25%（※）とすると、 $7,180 \text{ 人} \times 0.25 = 1,795 \text{ 人/日}$ の来館者数。

ク 一日のピーク人数を来館者数の20%とすると、 $1,795 \text{ 人} \times 0.2 = 359 \text{ 人/ピーク時}$ 。

ケ 土日における車での来館者の割合を75%（※）とすると、 $359 \text{ 人} \times 0.75 \doteq 269 \text{ 人}$ 。

コ 1台当りの乗車人数を土日で1.9人/台（※）とすると、 $269 \text{ 人} / 1.9 \text{ 人} \doteq 141 \text{ 台}$ 。

③算出方法3（図書館専門家の計算式、想定来館者数を応用）

ア 車利用は土日の方が多。

イ 想定来館者数は年間37.5万人から、 $37.5 \text{ 万人} / 0.75 \doteq 7,211 \text{ 人/週}$ の来館者数。

ウ 週に対する土日の来館者の割合を25%（※）とすると、 $7,211 \text{ 人} \times 0.25 = 1,802 \text{ 人/日}$ の来館者数。

- エ 一日のピーク人数を来館者数の 20%とすると、 $1,802 \text{ 人} \times 0.2 = 360 \text{ 人/ピーク時}$ 。
- オ 土日における車ででの来館者の割合を 75% (※)とすると、 $360 \text{ 人} \times 0.75 = 270 \text{ 人}$ 。
- カ 1 台当りの乗車人数を土日で 1.9 人/台 (※)とすると、 $270 \text{ 人} / 1.9 \text{ 人} = 143 \text{ 台}$ 。

以上の算出から、図書館の駐車場は、130～150 台が必要となると想定されます。

ただし、年間でもっとも来館者が多い夏休み期間やイベント時などは、上記の想定台数以上の駐車場利用が想定されます。そのため、建設位置を A 街区とした場合、駅周辺の市営駐車場の活用を図る中、新図書館の建設規模や建設コスト等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討するものとする。

(3) 駐輪場の台数 (将来推計人口 14 万人)

- ア 駐輪場の利用は平日の方が多。
- イ 駐車場と同じく、年間の一人当たりの貸出冊数を 10 冊/人と設定して算定する。
- ウ 利用の多い平日の週に対する割合を 15% (※)とすると、
 $7,180 \text{ 人} \times 0.15 = 1,077 \text{ 人/日}$ の来館者数。
- エ 一日のピーク人数は来館者数の 20%とすると、 $1,077 \text{ 人} \times 0.2 = 215 \text{ 人/ピーク時}$ 。
- オ 平日における自転車での来館者の割合を 40% (※)とすると、
 $215 \text{ 人} \times 0.4 = 86 \text{ 人}$ 。

以上から、年間 10 冊/人の貸出冊数を目標とする来館者を確保するには、少なくとも 90 台の駐輪場が必要となります。

さらに、安全率を見て駐輪場の台数検討を土日のピーク人数、平日の自転車の割合を用いると、 $359 \text{ 人/ピーク時} \times 40\% = 144 \text{ 人}$ となります。

建設予定地が駅前という立地を考えると、郊外に図書館がある場合に比べて通勤・通学で自転車利用の利用者も多くなると考えられます。また、夏休みや定期試験時にはかなり学生の利用が増えると考えため、図書館用駐輪場として、目標値は 140 台に 5 割増の 210 台以上とします。

第 5 節 図書館家具・サインに関する考え方

1 書架

配架する資料に適した、寸法（幅・高さ・奥行き）に配慮したデザイン、また、将来の蔵書冊数の増加も見越した書架高とします。

使いやすく、かつ長期間の使用と重量のある書籍に対応できる耐久性と堅牢性のある、安定性の高いものを採用します。

書架高を低くすることによって、見通しが効き、利用者や職員が探しやすく、取り出しやすくします。特に児童コーナーは、子どもが本に興味をもてるように、表紙が見える置き方が可能な書架にします。

地震等の災害時に書架が転倒しないように、形状や固定化等に配慮します。

2 家具

家具は全般的に、建物の外観や内装等と調和したものとし、高齢者や障がい者等に配慮したものとします。

各種カウンターは、対象者や用途に合わせた機能的でゆとりのあるものにし、さまざまな作業を効率的でスムーズに行うことができ、長時間の運用に適したものとします。

パソコンや OA 機器等を設置する家具については、電源や配線等機器の設置や交換等を設計の段階から配慮します。

児童コーナーの家具については、遊び心のある楽しいものを選びます。

3 サイン

備品サインは建物に付随するサインと統一感のあるデザインにします。なお、認識しやすいよう色や大きさ位置等を充分配慮し、誰にでもわかりやすい図書館の雰囲気大切にしましたものとします。

利用者が、目的の場所（コーナー、資料）まで、容易に到達できるよう誘導できるようにします。

また、将来的な収蔵資料の変更にも柔軟に対応できるフレキシブルなものにします。

第6節 新図書館の設備に関する考え方

1 集密移動棚

閉架書庫には、収納量確保のため、集密移動棚を導入します。なお、通常の建築床に設置する方法と、建物の吹き抜けに書架を二層配置した積層書架の方法の採用を検討します。

また、閉架書庫以外でも、施設配本書庫や倉庫でもスペースを有効に使うため、集密移動棚の採用を検討します。なお、移動棚のタイプには、電動または簡易電動、手動がありますが、使用頻度と導入及び維持コストを勘案し選定します。

2 ICT 対応

床を二重構造にして、電力用配線や通信ケーブルを配線できる、フリーアクセスフロア (OA 床) を設置し、ネットワークの拡充や機器の増加等、将来の増設に備えられるようにします。事務室やコンピュータ室だけでなく、会議室や閲覧室の一部にも導入します。

将来の ICT の幅広い普及を見据えて、ケーブルやコンセントを使用せず、自由な場所でパソコン等が使える無線 LAN の設備も積極的に導入します。

3 図書自動貸出返却機器や無断持ち出し防止機器の設置及び RFID タグ (IC チップ) について

RFID タグ (IC チップ) を、所蔵資料に貼付することにより、図書自動貸出返却機 (以下「自動貸出返却機」という。) の導入が可能になり、資料管理の省力化とともに、カウンターでの手続きが簡易又は不要となります。よって利用者のプライバシーを現在よりも一層保護できるシステム構築を行うことができ、図書館の利用促進の一つの要素になります。

また、蔵書点検がより効率的になることや、無断持ち出しの抑止効果があることもあり、導入

のための積極的な検討を進めます。

4 障がい者に対する設備

障害者差別解消法に規定する「合理的配慮」の考え方に基づき、障がい者がストレスなく図書館を利用できるよう、各種設備の導入を検討します。例えば、手すりや点字ブロック、スロープはもちろんのこと、館内のいたるところに杖のフックを設け、オストメイトトイレや折りたたみベッドのある誰もが使えるトイレ、介護室、耳が不自由な人にも危険を知らせるパトランプ、目の不自由な人と同伴する盲導犬のリードフックや犬のトイレ、男子トイレへのベビーベッドの設置等を検討します。点字ブロックの配置ルートに配慮し、多目的トイレは各階に、男女別に設置することを検討します。

5 空調、冷暖房設備

地域冷暖房を活用した全館空調システムを導入し、利用状況を想定したゾーニングを行い、個別にも対応できるようにします。

春や秋等の季節には、自然通風が可能な設備等により、省エネルギー化を図ります。太陽光や雨水等の自然エネルギーをできるかぎり有効活用するよう検討します。

6 照明と採光

省エネルギーの観点から、昼光を積極的に活用し、トップライトやハイサイドからの採光、天井照明（タスク照明）、手元照明（アンビエント照明）を組み合わせ、空間の機能と雰囲気を出すとともに、書架や机上の明るさを十分に確保します。

7 防災設備

災害時には速やかに避難できるように配慮するとともにガラスの飛散防止等をはじめ、必要な設備機器の設置を図ります。

8 防音設備等の音環境

静かに読書できる静粛読書室や学習援助スペースは、周りの音環境から独立して利用できるようにします。

対面朗読や情報コーナー等も防音に配慮します。また、機械室等は防音、防振を十分に行い、一般の利用者が利用するゾーンとは区別します。

一部の開架スペースには、BGMを流す等リラックスできる音環境の整備も検討します。

第8章 図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成

第1節 図書館システムの構築方針

利用者にとってより使いやすく便利な図書館を目指して、現図書館のシステムの向上を図ります。
また、下記の項目について、設計段階で検討を重ねて導入を図るよう努めます。

また、下記項目以外についても、情報技術のめざましい進展に対応し、設計段階において最新機器等の導入に努めます。

なお、各種コンピュータ及びシステムの整備にあたっては、本館だけでなく各市民センター図書室も含めてサービスの向上に努めます。

1 Wi-Fi環境の整備によるサービスの向上

館内に Wi-Fi 環境を整備し、利用者がパソコンやタブレット、スマートフォン等を持ち込むことができるなど、より使いやすい図書館にします。

ただし、キーボードの操作音に対して他の利用者へ配慮し、使用できるスペースを制限します。

また、Wi-Fi環境の整備にあたっては、有害サイト等から保護するセキュリティを設定し、インターネットを安全、安心して利用していただけるよう努めます。

2 多言語検索手段の提供

館内 OPAC 等を多言語に対応したものとします。

3 多様なデジタル資料の充実及び提供

(1) 象山文庫をはじめ本市に関する地域資料のデジタル化を図ります。

(2) 新聞記事データベースなど、インターネット上の有料データベースの提供（利用者は無料）を行います。

(3) 国立国会図書館が提供している図書館向けデジタル化資料送信サービスなど外部のデータベース等の閲覧環境を整備します。

(4) 電子書籍の貸出サービスの導入を検討します。

4 自動貸出返却機の導入

利用者自身が迅速に貸出返却手続きを行えるようにするとともに、業務の効率化を図るため、RFID タグ（IC チップ）を活用し、自動貸出返却機の導入を検討します。また、自動貸出返却機など、新しい設備の導入にあたっては、障がい者や高齢者にも利用しやすいものとなるよう検討します。

5 レファレンス業務の充実

電子メールの活用で来館しなくてもレファレンスを受けられるようにします。問い合わせのためのデータベースを構築し、効率化を図ります。また、過去のレファレンス事例や質問に対する回答をウェブで情報公開することで、レファレンスについての理解の進展と活用を広げていきま

す。

6 ホームページの充実

音声読上げ・文字拡大・配色変更等に対応し、障がい者や高齢者にもよりわかりやすくより使いやすいホームページづくりに努めます。

7 セキュリティの向上

現行セキュリティレベルの一層の向上を図ります。業務ネットワークと利用者ネットワークを分離することによってセキュリティの精度を高め、分館ネットワーク回線についてもセキュリティを確保し、より安全なシステム運営を目指します。自然災害や人的災害の予防策の導入を進めます。

8 システムを活用した選書及び除籍

各分野の貸出回数や蔵書回転率等を把握し、選書及び除籍時の参考データとして活用します。

第9章 管理・運営

第1節 管理運営形態

新図書館の管理運営形態については、先に掲げた基本方針を達成し、良質な市民サービスを提供することが重要であり、市が継続的に専門的知識を有し、責任を持って運営を行っていくことが望ましいため、市が主体的に運営するものとする。

なお、審議会においては、経費削減のみを目的とせず、今後も開館時間の延長など市民ニーズの多様化に応えることや、専門職員の確保などにより質の高いサービスを提供することを目的として、市直営を維持しつつ業務委託を活用することについて賛成の意見が多く出された。ただし、現行の業務委託の契約においては、民間の事務分担の割合が高いため、割合を見直すべきとの意見も出された。

一方、現行の業務委託は多様な市民ニーズ等に応えるため導入してきた経緯があるものの、委託業者が変更した場合のサービスの継続性の問題、市職員と委託スタッフの業務が分けられていることによる弊害を懸念し、業務委託を含まない直営が良いとの意見も出された。

また、市民協働や民間事業者等との公民連携を図るべきとの意見や指定管理者制度についても否定すべきでないとの意見も出された。

第2節 専門職員の育成

司書資格を持つ専門職員を計画的に配置し、多種多様な相談に対して、できる限り応えられるように努めます。

図書館業務の自動化と省力化を推進することにより、専門知識を継続的に習得し、職員でなければ出来ない業務に集中させることにより、レファレンス業務等、これからの図書館に必要となる機能を充実します。

そのため、利用者へのサービス向上と期待に応えられる人材の育成に努めるため、図書館職員として専門的知識・技術を高めるための研修機会の確保に努め、定期的かつ継続的な職員研修を実施することにより、利用者へのサービス向上と期待に応えられる人材を育成します。

第3節 市民との協働

市民ひとりひとりのもとより、ボランティアや各種団体との連携や協力関係をさらに進め、市民に密着した運営を行います。「小牧市自治基本条例」の理念に基づき、図書館として市民活動をサポートしていきます。また他の公共施設との情報交換を頻繁に行い、より使いやすい図書館を目指します。

第4節 計画的な運営・管理

1 基本的な方針及び事業計画の策定

「図書館の自由に関する宣言」、「ユネスコ公共図書館宣言」の遵守を図書館としての規範とします。また、下記業務を円滑に遂行するため、新図書館の供用開始までに、「図書館の設置及び運営上望ましい基準」に基づき管理運営に関する基本的な方針と基本的な方針を踏まえた事業計

画を策定し、PDCA サイクルを意識して運営します。

- 1 資料の収集と提供
- 2 予約とリクエスト、相互貸借、返却の督促
- 3 レファレンス
- 4 ボランティア団体
- 5 障がい者サービス
- 6 図書館資料の選書・選定と購入
- 7 図書館資料の受入・分類・整理・装備
- 8 図書館資料の目録作成とメンテナンス
- 9 図書館資料の保存と補修、除籍
- 10 施設配本
- 11 学校図書館との連携
- 12 行事、催事、展示、講座・講演会の開催と広報活動
- 13 施設・備品の維持管理
- 14 各市民センター図書室等及び他機関との連絡・連携
- 15 予算管理、人事管理、文書管理、庶務業務、職員研修
- 16 図書館協議会の事務運営

2 図書館の運営に関する指標

図書館法では図書館が運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき運営の改善を図るよう努めることを定めています（第7条の3）。

本計画書においては、図書館は貸出冊数の多寡のみで評価されるものではなく、また、蔵書冊数以外にも、研究、調査、学習等様々な目的のために来館される方々もいることから、「目標貸出冊数」以外に、「来館者数」「市民の図書館に対する満足度」「新規登録者数」などを指標とします。また、年度ごとに利用者アンケートを実施し、業務の改善及びサービスの向上につなげます。

第10章 開館までの準備

現在の小牧市立図書館については、建設から約40年近くが経過し、施設の老朽化・狭隘化、高齢者や障がい者が使いにくい構造上の問題があり、またICTなど時代のニーズに対応した図書館サービスを十分に提供できていない状況にあります。そのため、早期に市民に施設・サービスが充実した新図書館を利用していただけよう進めていきます。

開館まで、下記の項目について、それぞれ日程に基づき計画し、実行していきます。設計事務所の選定から、基本設計、実施設計の間に、市民から意見を聞く会を開きます。

家具・サイン・設備については、基本計画の段階から市民の意見を反映するようにします。

図書館（蔵書管理）管理システムについては、現在使用しているシステムの使い勝手を検証し、新しい図書館に対応できるよう仕様を十分に検討した上で、新たにソフト作成を行います。

資料購入については、現資料の蔵書を十分に把握した上で、開館以降も考慮し、長期的な選定基準を検討し購入計画を立案します。

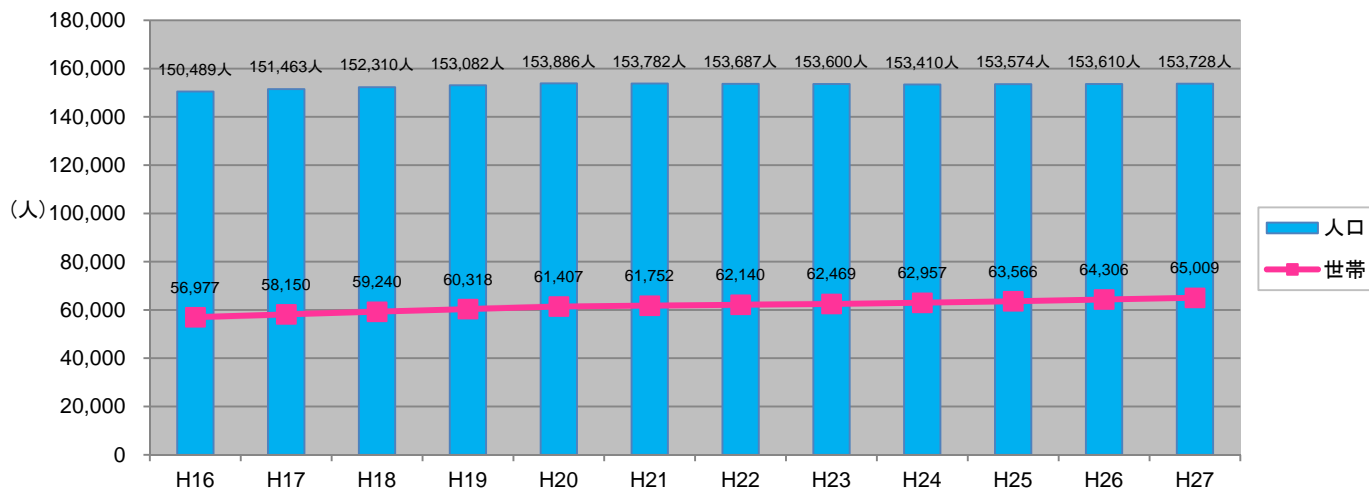
職員育成については、定期的かつ継続的な研修のほかに他図書館への見学や実地研修、先進的知識の習得のための勉強会等を行い、職員全体のスキルアップを積極的に図って、専門知識の習得が、開館後のサービス向上に貢献することにつながるようにします。

開館に向けて市民への広報を建設段階から積極的に行い、活発な図書館利用を促進するための周知活動を行います。

資料編

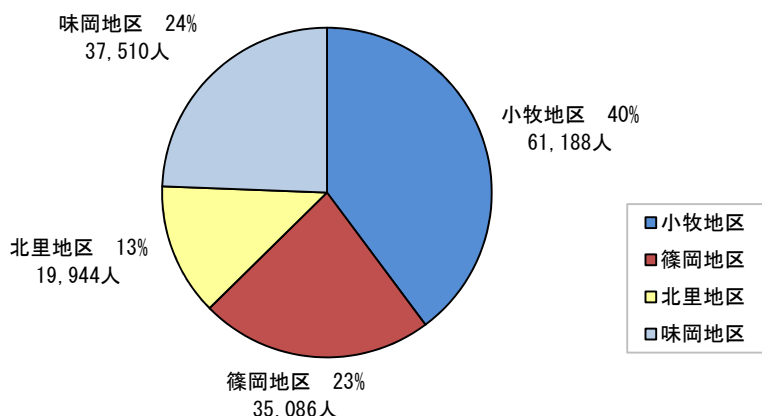
別添資料

別添資料① 図 小牧市の人口と世帯の状況



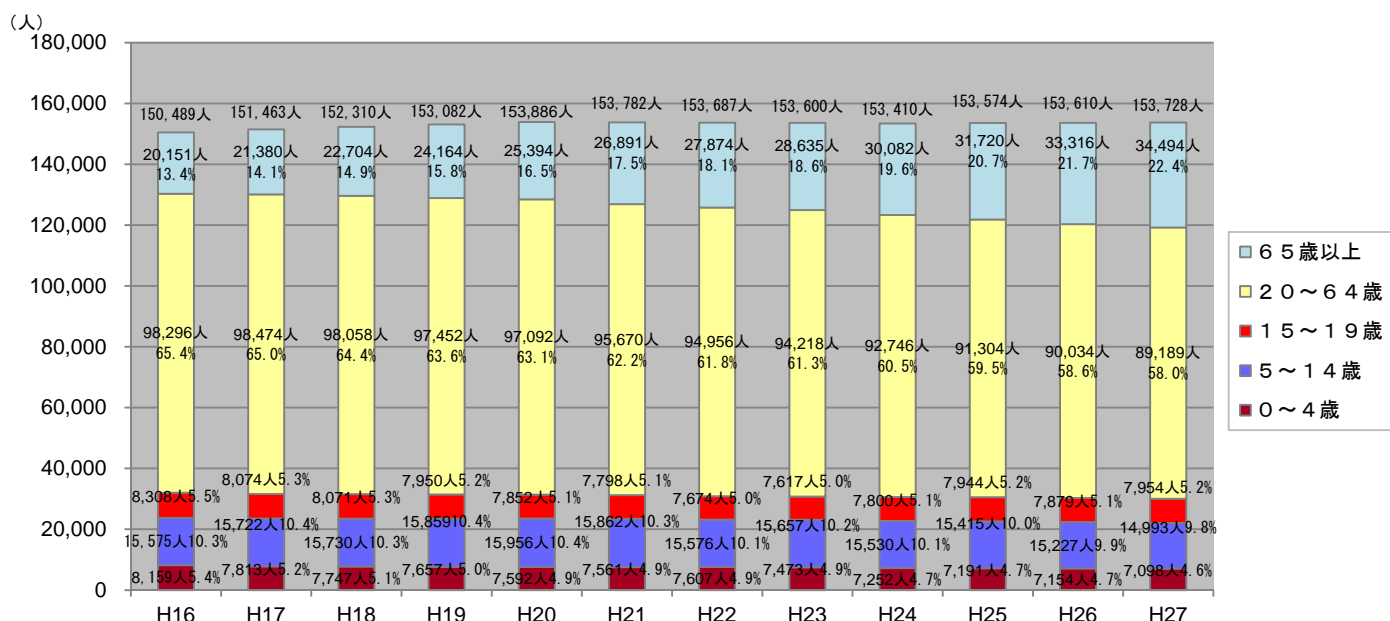
資料：住民基本台帳・外国人住民数（各年 10 月 1 日）

別添資料② 図 小牧市の地区別人口の状況



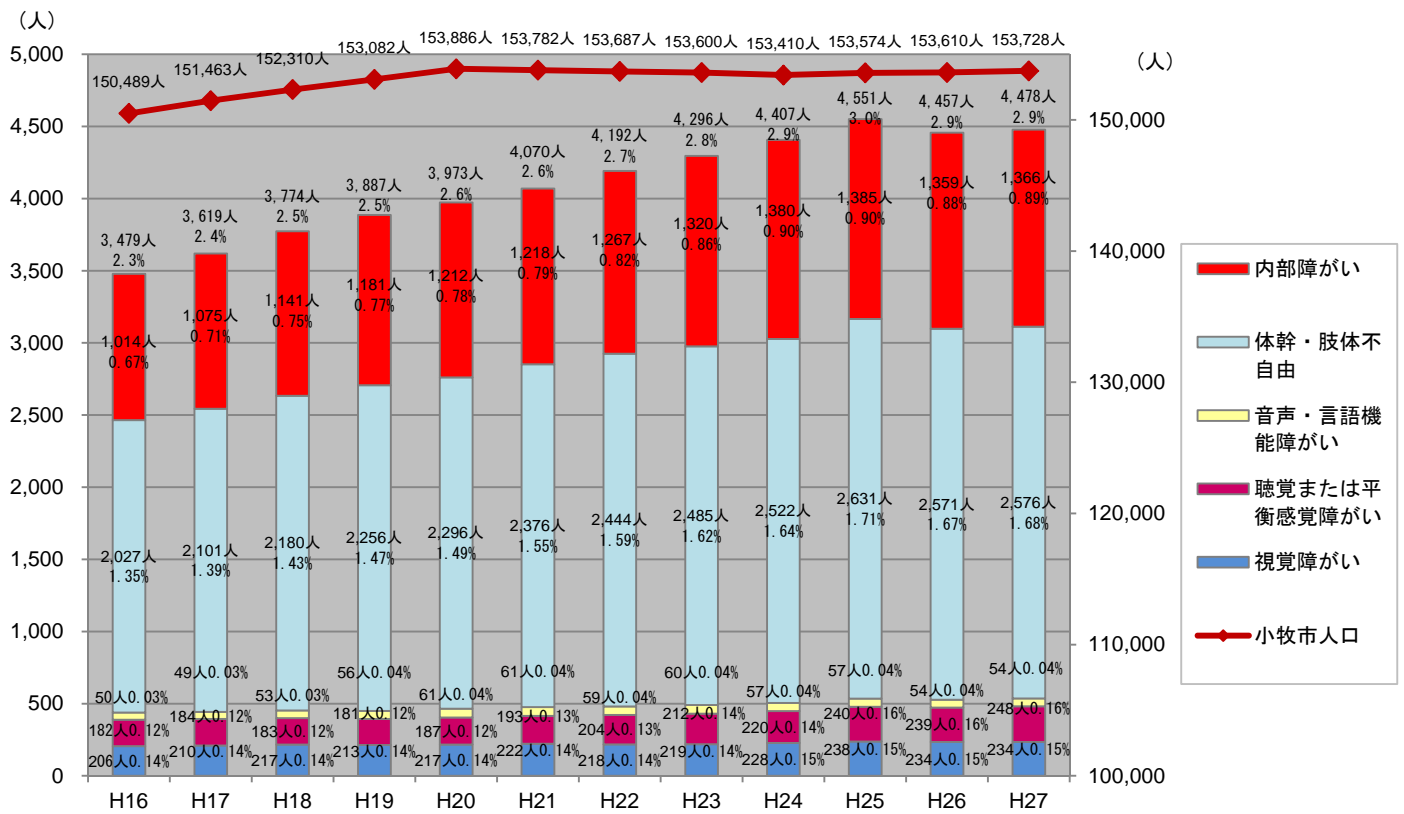
資料：住民基本台帳・外国人住民数（平成 27 年 10 月 1 日）

別添資料③ 図 人口構成の推移



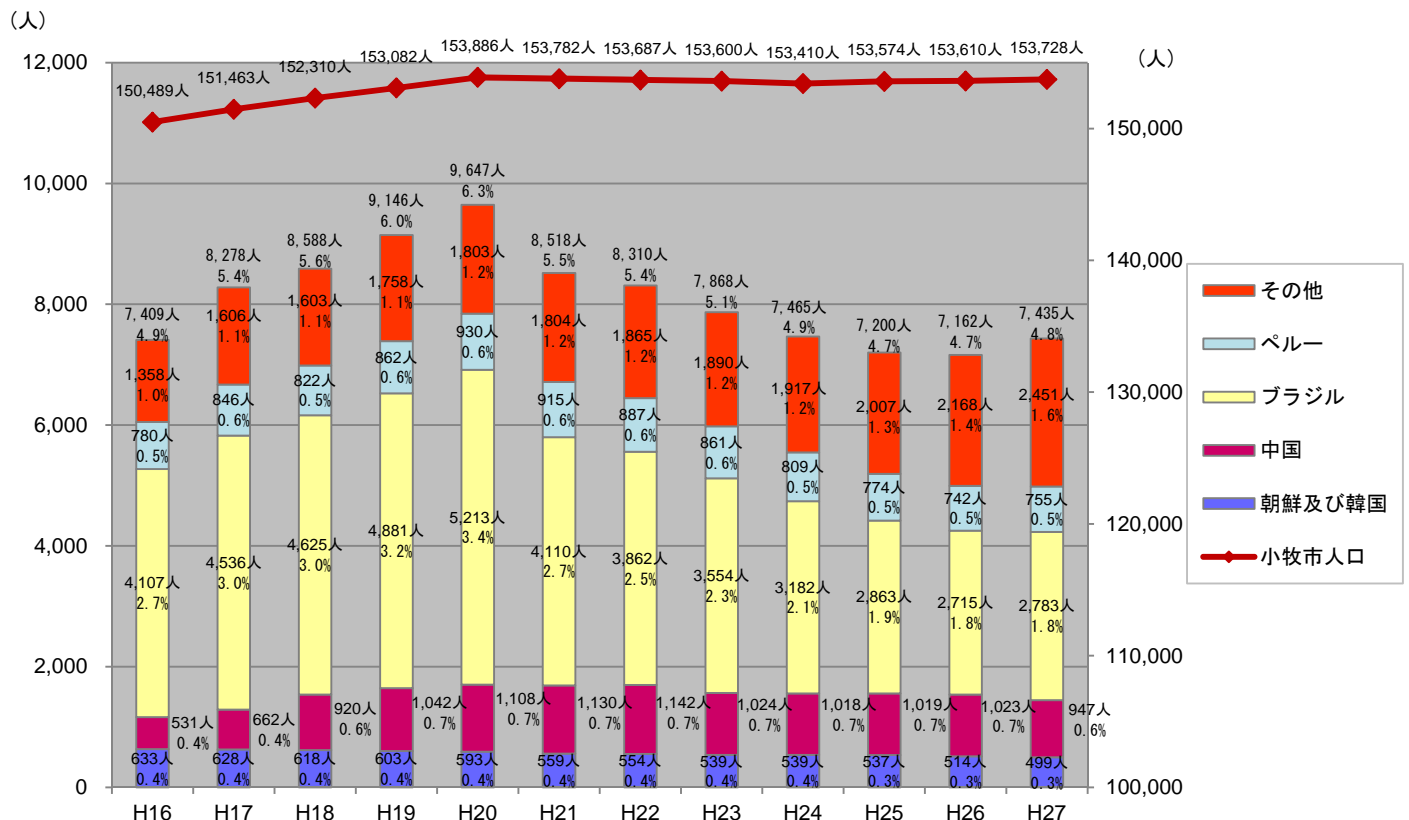
資料：住民基本台帳・外国人住民数（各年 10 月 1 日）

別添資料④ 図 身体障がい者の状況



資料：住民基本台帳・外国人住民数（各年10月1日）

別添資料⑤ 図 外国人居住者数の推移



資料：住民基本台帳・外国人住民数（各年10月1日）

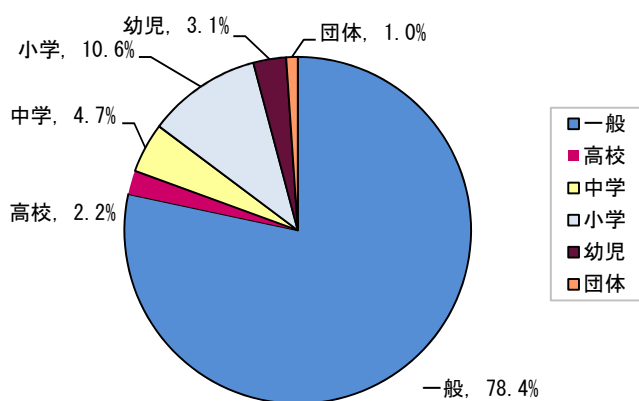
別添資料⑥ 表 年齢別人口構成の比較（市・県・全国）

（単位：人、％）

	小牧市			愛知県			全国		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～14歳	22,307	11,486	10,821	1,065,254	545,767	519,487	16,803,444	8,602,329	8,201,115
（割合）	15.2%	15.5%	14.8%	14.4%	14.7%	14.0%	13.1%	13.8%	12.5%
15～19歳	7,290	3,717	3,573	361,670	185,766	175,904	6,063,357	3,109,229	2,954,128
（割合）	5.0%	5.0%	4.9%	4.9%	5.0%	4.7%	4.7%	5.0%	4.5%
20～64歳	89,734	45,970	43,764	4,429,775	2,271,571	2,158,204	74,968,443	37,574,973	37,393,470
（割合）	61.0%	62.0%	60.0%	59.8%	61.3%	58.2%	58.5%	60.3%	56.9%
65歳以上	27,594	12,818	14,776	1,492,085	664,750	827,335	29,245,685	12,470,412	16,775,273
（割合）	18.8%	17.3%	20.2%	20.1%	17.9%	22.3%	22.8%	20.0%	25.5%
不詳	207	170	37	61,935	36,366	25,569	976,423	570,794	405,629
（割合）	0.1%	0.2%	0.1%	0.8%	1.0%	0.7%	0.8%	0.9%	0.6%
総人口	147,132	74,161	72,971	7,410,719	3,704,220	3,706,499	128,057,352	62,327,737	65,729,615

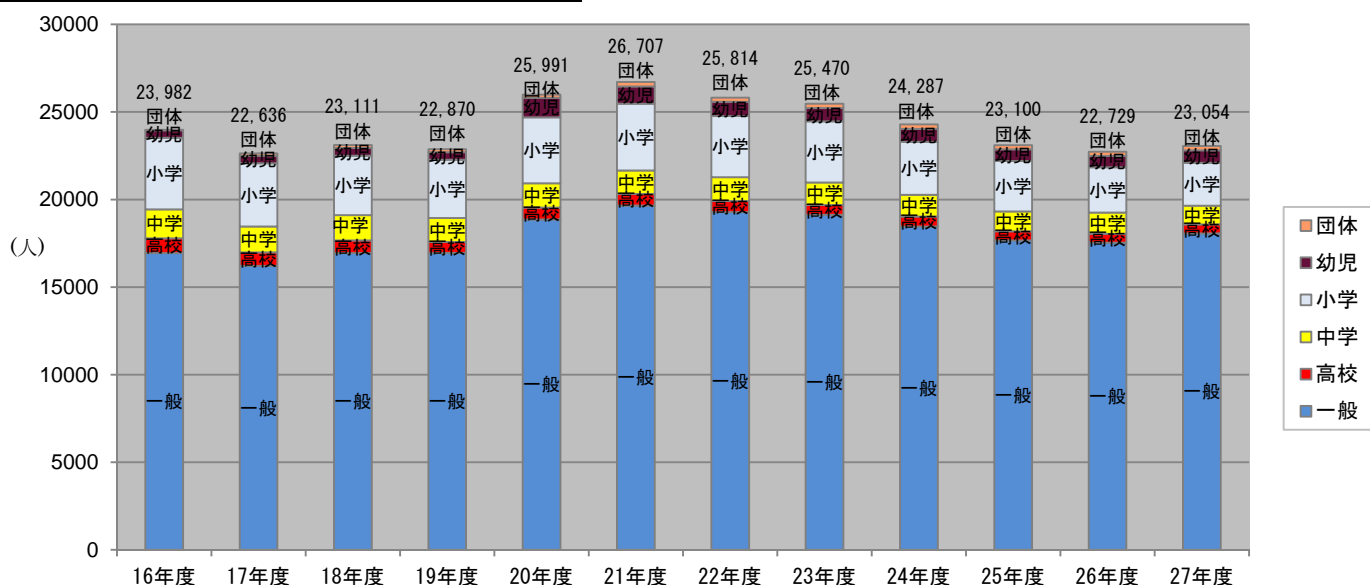
資料：平成22年国勢調査資料より引用

別添資料⑦ 図 属性別図書館登録者



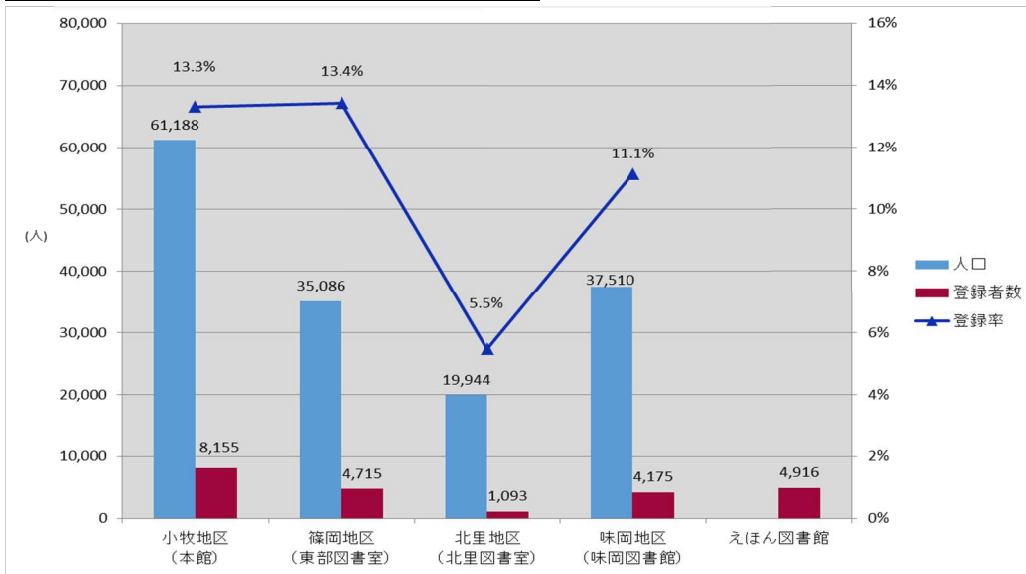
資料：小牧市立図書館現況報告資料 平成27年度

別添資料⑧ 図 属性別図書館登録者数の推移



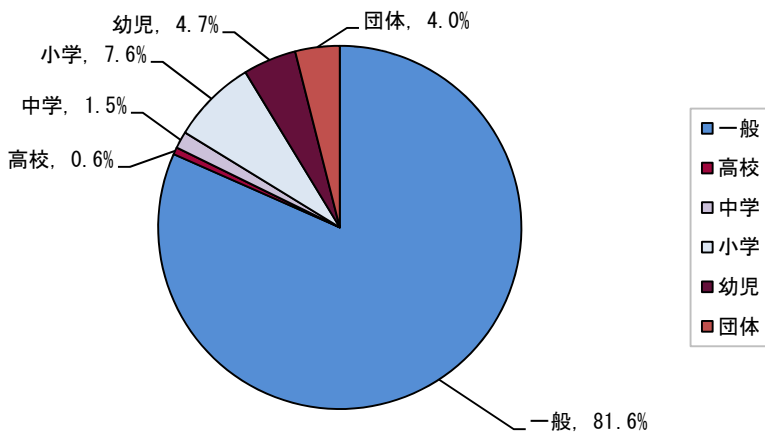
資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑨ 図 地区別・施設別登録者数



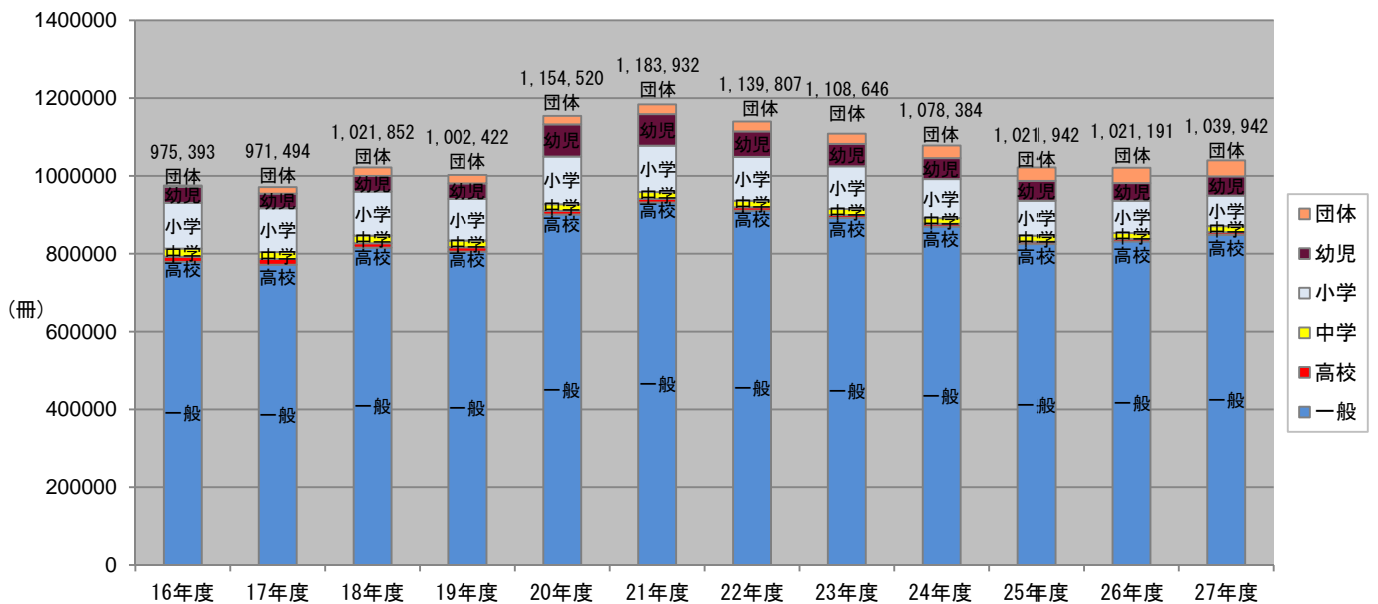
資料：小牧市立図書館現況報告資料 平成 27 年度

別添資料⑩ 図 属性別貸出冊数



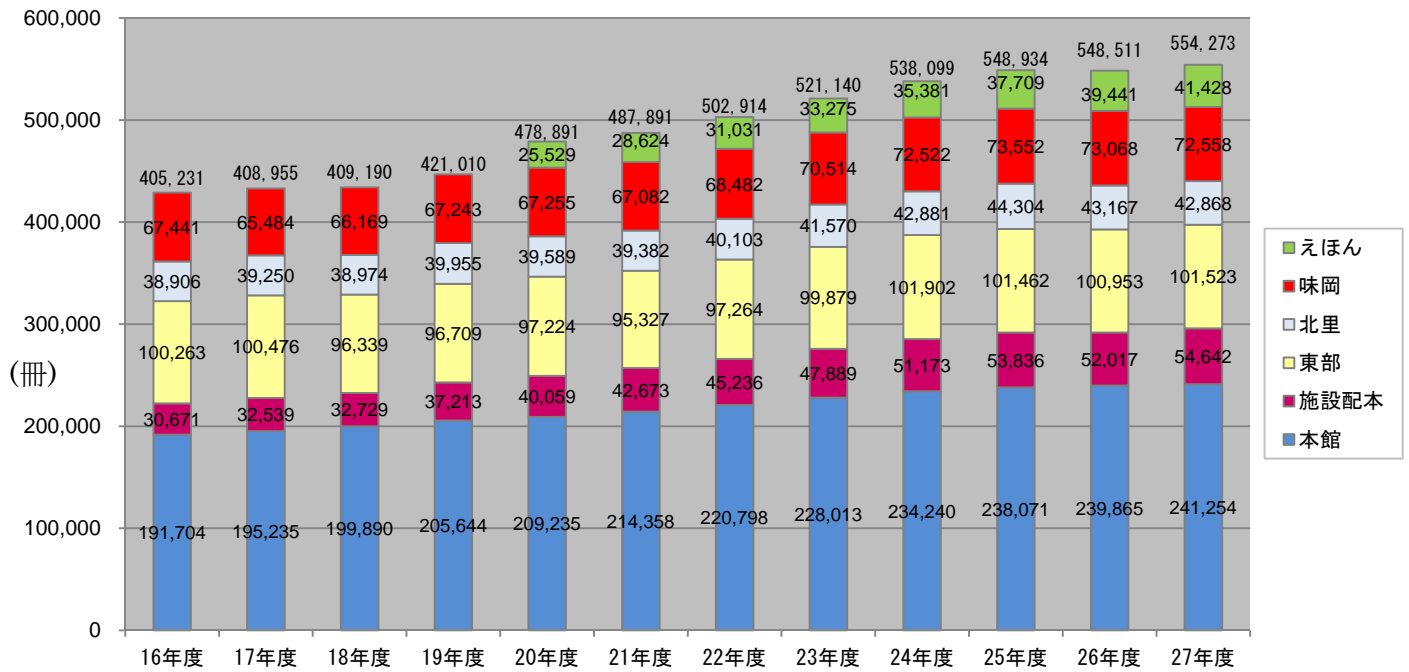
資料：小牧市立図書館現況報告資料 平成 27 年度

別添資料⑪ 図 属性別貸出冊数の推移



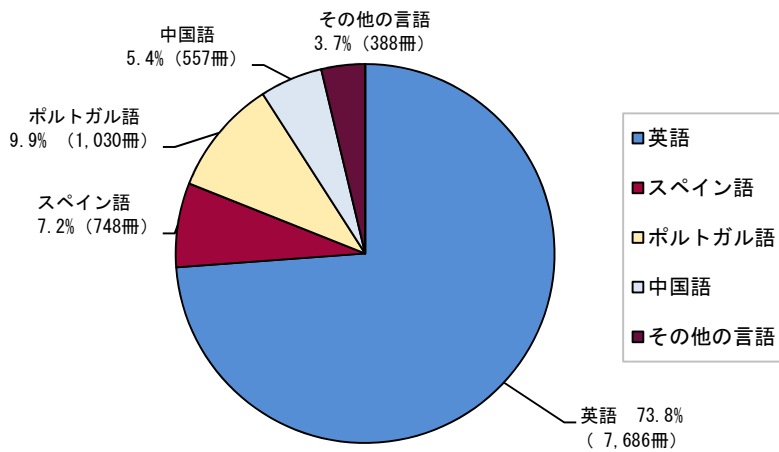
資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑫ 図 施設別蔵書冊数の推移



資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑬ 図 外国語図書の状況



資料：小牧市立図書館現況報告資料 平成 27 年度

用語解説

あ行

【アーカイブス】

公文書や古文書等の体系的集積。またそれらを保管する機関のこと。（出典：基本計画書）

【移動図書館（BM：ブックモバイル）】

図書館資料を積んで、利用者のところへ出向き、図書館サービス行う自動車。自動車図書館・自動車文庫・さらにブックモバイルを略してBMと呼ばれることもある。（出典：最新図書館用語大辞典）

【インフラ】

インフラストラクチャーの略。生活するうえでの必要な社会基盤のこと。（出典：基本計画書）

【ウェブ】

複数の情報を統合してリンクしたインターネットを使ったサービスのこと。（出典：基本計画書）

【オストメイト(対応トイレ)】

病気や事故等により、排泄のため腹部等に人工肛門や人口膀胱を使用している人のこと。（出典：基本計画書）

【オンライン】

コンピュータがインターネットやネットワークに接続している状態のこと。（出典：基本計画書）

【横断検索】

複数のデータベースを同時に検索すること。（出典：基本計画書）

か行

【開架】

図書館資料が、利用者の手の届く書架に並べられ、公開されている状態またはその書架をいう。（出典：最新図書館用語大辞典）

【行政資料】

政府機関や地方自治体及びその類縁機関、国際機関が刊行した資料をいう。各機関の資料に基づいて作成された民間の出版物を含めることもある。

【郷土資料】

公共図書館において収集される当該地域に関する資料。郷土史資料、郷土誌資料、地域資料などともいい、また時には、地方史資料、地方誌資料などの語も同義に用いられる。（出典：図書館用語辞典）

郷土資料はこれまで郷土史に関する資料が中心に考えられていた。しかし郷土の現状を知ること、「今日の市民生活に直接結びついた、市民生活に有用な資料」が重要視されるようになり、地方行政資料をあわせて重要視するようになってきた。（出典：最新図書館用語大辞典）

【ケアマネージャー】

介護支援専門員のこと。介護サービスをトータルにコーディネートする専門職。（出典：基本計画書）

【(デジタル) コンテンツ】

中身、内容、情報、記録したもののこと。デジタルコンテンツは、デジタル化されたものを指す。（出典：基本計画書）

さ行

【サイン】

案内、看板、標識のこと。（出典：基本計画書）

【サービスポイント】

同一の図書館網に属し、貸出やレファレンス・サービスなど、直接利用者に対して図書館サービスの行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設のことをいう。特に公共図書館が地域住民全体に対し、均一な奉仕活動を行うために設けるものについていうことが多く、奉仕拠点、奉仕窓口ともいう。（出典：図書館用語集改訂版）

【司書】

広義には図書館職員のうち、図書館の管理・運営、資料の収集・整理・保管、閲覧・貸出・レファレンス・サービスなどの、図書館に固有の専門的業務に従事するものをいい、図書館主事、図書館専門職などといわれることもある。（中略）狭義には「図書館法」（第4条、第5条）の定める公共図書館の専門職員としての資格（司書資格）を指している、あるいは、この資格を取得した者、もしくはこの資格を有している図書館職員のことをいう。（以下略）（出典：図書館用語集改訂版）

【施設配本】

団体貸出を利用される団体のうち、市内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校等に、図書館から希望の本を届けるサービス。（出典：市HP）

（平成 27 年度配本実績）

保育園 13 箇所、幼稚園 2 箇所、小学校 13 箇所、中学校 1 箇所、児童館 4 箇所、児童クラブ 16 箇所、保健センター、その他 2 箇所

【自然エネルギー】

石油等の化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等、自然現象の中で資源が再生されるエネルギーのこと。（出典：基本計画書）

【視聴覚資料】

非図書資料のうち、主として文字ではなく画像、映像、音声によって情報を記録した資料であり、人間の視覚・聴覚を通して情報を伝達するもの。略称はAV資料。（出典：基本計画書）

【指定管理者制度】

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度。（出典：総務省HP）

小牧市では、平成28年4月現在、121施設に導入されている。（市HP）

【自動貸出機】

欧米の図書館において、職員の作業量軽減や利用者の便を目的に普及しているのが、貸出の手続きをセルフサービスで行う装置で、国内でも設置例が増えてきている。一般的には利用者自身が装置の指示に従って、個人カードと図書のバーコードを機械に読み取らせるものである。（出典：図書館ハンドブック第6版補訂版）

【自動化書庫】

請求された資料をコンピュータで制御された機械力により自動的にステーションに送り届けるシステム。資料を入れたコンテナを積み上げる鉄骨造のラックと、コンテナの取り出しを行う自走式クレーンおよび自動搬送設備の組み合わせからなる。（出典：図書館ハンドブック第6版補訂版）

【(小牧市の)姉妹都市】

ワイアンドット市(米国)。

【収集方針】

ある図書館の収集すべき図書館資料についての基本的な考え方およびそれを成文化したもの。
(出典：最新図書館用語大辞典)

【集密移動棚】

または集密書架。棚と棚の間を詰めて多数の列を設置し、本を取り出す際のみ、棚を左右に動かし、通路を開ける方式。一般の棚の置き方に比べて通路空間が少ないため、本の収納能力が格段に増やせる。手動または電動で動かす。(出典：基本計画書)

【象山文庫】

小牧の郷土史家・津田応助（つだおうすけ、明治23年～昭和42年）の蔵書約4千点を、昭和56年6月に遺族から小牧市立図書館に寄贈していただいたもの。このコレクションは、郷土に関わる史資料とともに木版漢籍本の稀こう本をはじめ、歴史、文学等広い範囲にわたる書籍が集められており、小牧地域を中心とした郷土研究の分野等での貢献が予想される。(出典：象山文庫蔵書目録)

【書架】

本を収納するためのケース。書棚、本棚、本立などの語と同義であるが、図書館では書架ということが多い。(出典：図書館用語集改訂版)

【除架、除籍】

除架とは、書架から本を除くこと。とくに公開書架において、図書が増えて収容限度を越えた場合、あるいは新鮮さと魅力を保つために、開架には適さない資料を除いて書庫に納めたり除籍したりすること。除籍とは、図書原簿に受入登録されている資料の記録を抹消すること、およびその事務手続きのこと。(出典：最新図書館用語大辞典)

小牧市では、「小牧市立図書館所蔵資料の除籍に関する要綱」に基づき、除籍している。(要綱は必要に応じ見直しを行う)

【正面性(ファサード)】

建築物の正面のこと。(出典：基本計画書)

【情報インフラ】

情報をやりとりするために基盤として必要となる設備や制度等のこと。(出典：基本計画書)

【ストーリーテリング】

物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。(出典：最新図書館用語大辞典)

【全域サービス】

公共図書館が、その図書館を設置する自治体内のすべての地域に居住する住民に図書館活動を行きわたらせるようにすること。（出典：最新図書館用語大辞典）

【相互貸借】

図書館相互協力のひとつで、利用者の求めに応じて図書館間で資料の貸借をすること。（出典：図書館用語集改訂版）

【蔵書】

図書を収集し所蔵すること。また所蔵している図書のこと。（出典：図書館用語集改訂版）

た行

【対面朗読】

視覚障がい者の要求する資料を、その面前で読んで聞かせること。（出典：図書館用語集改訂版）

【多言語資料・多文化資料】

在日外国人に対して、図書館は、母語に関する情報・資料や、日本で生活するための情報・資料を提供する。とくに、多言語の新聞・雑誌、児童書、実用書（料理の本、旅行案内書等）、日本語学習書、辞書・辞典類が有用である。（出典：図書館ハンドブック第6版補訂版）

【多読(本)】

外国語習得のための読書のこと。（出典：基本計画書）

【団体貸出】

市内の事業所、施設、地域のコミュニティーなどのグループや文庫などへ、まとめて図書の貸し出しを行うサービス。小牧市では、1回につき2ヶ月間、200冊まで利用できる。（出典：市HP）

【データベース】

複数のソフトや利用者によって共有・集約・整理されたデータの集まりのこと。（出典：基本計画書）

【低炭素社会】

二酸化炭素等温室効果ガスの排出を削減・抑制した経済社会のこと。（出典：基本計画書）

【デージー図書】

Digital Audio-based Information Systemの略。デジタル音声情報システムのことで、視覚障がい者等のための専用録音図書の国際標準規格のこと。（出典：基本計画書）

【ティーンズ】

直訳すると十代。幼児・児童と区別する意味合いで、主に中高校生を対象とすることが多い。（出典：基本計画書）

【図書館協議会】

公立図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関のこと。（出典：図書館法）

【図書館システム】

特定の地域のすべての住民に等しく図書館サービスを行うために、自治体内の複数の図書館およびサービスポイントが共同活動を進める組織のこと。またこの組織をかたちづくることを図書館のシステム化という。（出典：最新図書館用語大辞典）

【トップライト】

天井からの光のこと。（出典：基本計画書）

な行

【ニーズ】

必要。要求。需要のこと。（出典：基本計画書）

【ネットワーク】

複数のコンピュータを結び、データ等を共有し、情報処理の効率化を図るシステムのこと。（出典：基本計画書）

は行

【排架（配架）】

図書資料をその請求記号により、書架上の位置を決めて配置すること。（出典：最新図書館用語大辞典）

【ハイサイド】

高窓からの採光のこと。（出典：基本計画書）

【ハイブリッド】

複合、混合、結合のこと。（出典：基本計画書）

【バリアフリー】

障壁のないこと。障がい者や高齢者の生活に不便な段差や仕切り等の障がい物、障壁を取り除こうという考え方のこと。（出典：基本計画書）

【複本】

内容のまったく同一の本が2部以上あること。（出典：図書館用語集改訂版）

【ブックスタート事業】

赤ちゃんに対してスキンシップと言葉のコミュニケーションによって、絵本等を読み聞かせて、親や保護者との心の通い合わせを推進する事業のこと。

小牧市では、保健センターで行われる4カ月児健診で絵本の読み聞かせを行い、その後絵本の入ったブックスタートパックをプレゼントしている。（出典：基本計画書、市HP）

【ブックトーク】

特定または一定のテーマについて、複数の書籍資料を解説しながら紹介していくこと。（出典：基本計画書）

【ブラウジング(コーナー)】

蚕が葉を食べることを指すが、図書館では、気軽にあちこち本を探すことを意味し、雑誌や新聞等の軽読書のためのコーナーのこと。（出典：基本計画書）

【フレキシブル】

柔軟で、融通がきくこと。（出典：基本計画書）

【分類法】

分類法は、分類することによって検索を可能にするものである。例えば十進分類法の場合、あらゆる主題が、まず大きく10項目に分類（区分）される。10項目に分類された各主題は、さらに10項目に分類される。このような分類が繰り返されて、最下位の項目に至る。

この分類の利用者は、最初の10項目のうち、対象とする資料の主題がどの項目に属するのを探し出す。その項目は、さらに10項目に分類されているので、これの利用者は、対象とする資料の主題がこの10項目のうちのどれに属するのを探し出す。このような作業を繰り返して、これの利用者は最終的に、対象とする資料の主題の分類項目に到達するのである。（出典：図書館ハンドブック第6版補訂版）

【閉架】

図書館資料が書庫内の書架に保管されている状態。また、その書架。開架の対語。（出典：最新図書館用語大辞典）

ま行

【メディア】

新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体のこと。また、フロッピーディスクやCD-ROM等のデータに記録しておくための記録媒体のこと。（出典：基本計画書）

【モータリゼーション】

自動車が生生活必需品として普及すること。（出典：基本計画書）

や行

【(小牧市の) 友好都市】

安養市(韓国)、二海郡八雲町(北海道)

【ユニバーサルデザイン】

あらゆる人がいつでもどこでも安全に便利に使える製品を創り出すデザインの考え方・理念のこと。（出典：基本計画書）

【ユニバーサルデザインの7原則】

- ①全ての人が公平に利用できること。
- ②使い方の自由度が高いこと。
- ③使い方が容易で、簡単であること。
- ④必要な情報が理解しやすいこと。
- ⑤ミスによる危険が少なく、安全であること。
- ⑥無理せず使えて負担が少ないこと。
- ⑦アクセスしやすい十分な空間があり、使いやすい大きさがあること。（出典：基本計画書）

ら行

【ライフサイクル】

主に製品が企画、材料調達、製作生産、流通、使用、廃棄する流れを一巡すること。（出典：基本計画書）

【ランドマーク】

都市や地域にとって象徴的な建築物のこと。（出典：基本計画書）

【レファレンス】

図書館の利用者が学習・調査・研究活動を進めるうえで必要な資料及び情報を利用できるように相談に応じるサービスのこと。（出典：基本計画書）

わ行

【ワンストップ(サービス)】

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。(出典：基本計画書)

英語

【BDS (ビー・ディー・エス)】

ブックディテクションシステム (Book Detection System の略)。図書館から図書館資料を借り出す際、手続きをしないで持ち出そうとすると、資料に装着した磁気テープに感応して電流が流れて作動し、出口のゲートのところでチャイムが鳴り、警告を発する仕組み。(出典：最新図書館用語大辞典)

【CASBEE(キャスビー)】

建築物の環境性能の観点から評価し、格付けする評価手法のこと。(出典：基本計画書)

【ICチップ (アイシーチップ) ・RFIDタグ (アールエフアイディータグ)】

IC (Integrated Circuits (集積回路)) チップを用い非接触により個別のものを識別することを、無線通信を利用した自動認識技術 (RFID: Radio Frequency Identification) という。ICチップとアンテナを粘着シートに貼り付けるなどして物に貼れるようにしたものをRFIDタグという。RFIDシステムは資料等にRFIDタグを貼付して、必要に応じタグが保持している情報を非接触で読み書きするシステムである。近年、蔵書の総合管理システムとして実用化されている。

RFIDタグとバーコードの最も大きな違いは、バーコードラベルはリーダーで一つずつ読まねばならないのに対し、同時に複数のタグを読む。また、タグが外から見えている必要はない。さらに、タグとリーダーとが正対する必要がなく不整形や動くものでも読み取れる、などである。(出典：図書館ハンドブック第6版補訂版)

【ICT(Information and Communication Technology)】

情報や通信に関する技術の総称のこと。(出典：基本計画書)

【JIS規格(JISX 8341-3)】

日本工業標準調査会(JISC)が制定した規格のこと。高齢者や障がい者等が、情報通信における機器やソフトウェアやそれらのサービスを支障なく操作または利用できるよう配慮することを促進する目的で規格された。(出典：基本計画書)

【MARC (マーク)】

Machine Readable Catalogの略。機械可読目録と訳される。書誌記述、標目、所在記号などの、目録記入に記載される情報を、一定のフォーマットにより、コンピュータで直接処理できるような媒体に記録したもの。またはそのように記録すること。(出典：図書館用語集改訂版)

【NDC(エヌ・デイ・シイ)】

日本十進分類法の略で、図書館資料の分類方法のひとつのこと。（出典：基本計画書）

【OPAC（オーパック）】

Online Public Access Catalogの略。オンラインで検索し図書館の蔵書検索できる目録情報のデータベースまたはそのシステムのこと。（出典：基本計画書）

【PFI（ピー・エフ・アイ）】

Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものである。（出典：内閣府HP）

なお、近隣では、桑名市と大府市の図書館でPFI方式を導入している。

【RFIDタグ(ICチップ)】

非常に小さい無線タグやチップで、電波等で、識別し管理できるもののこと。（出典：基本計画書）

【Wi-Fi(ワイファイ)】

無線LANの標準規格のこと。（出典：基本計画書）